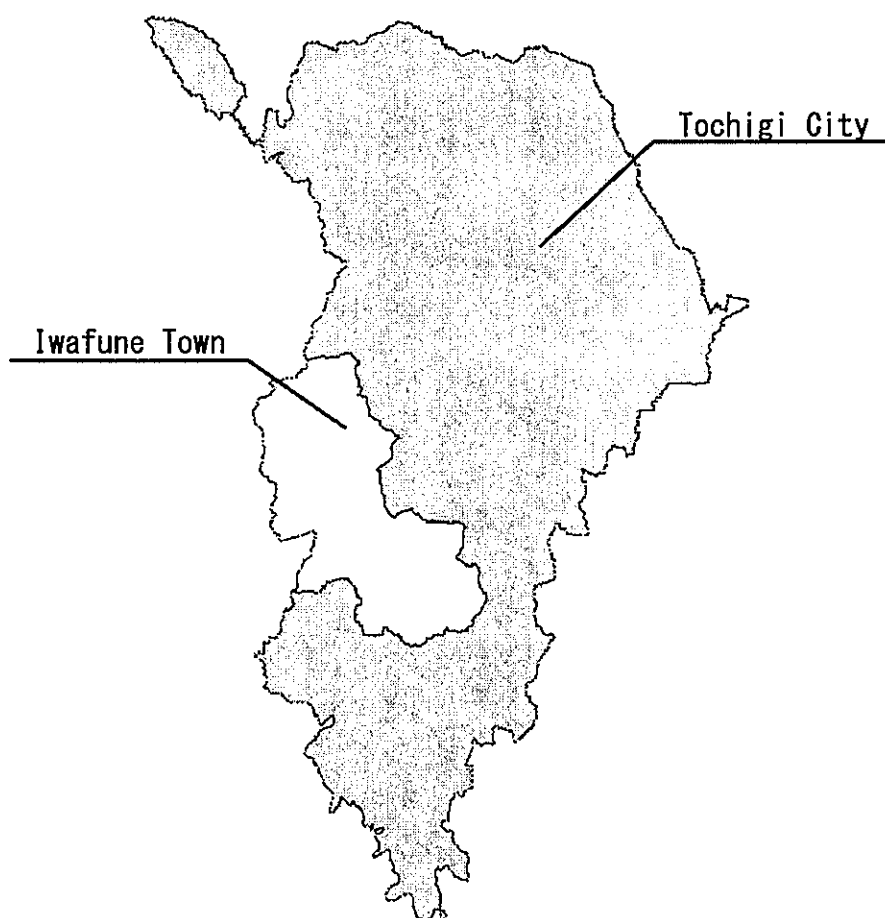


第7回

栃 木 市 ・ 岩 舟 町

合併協議会

会議資料 ①



日時：平成24年8月27日（月）午前10時00分

会場：栃木市藤岡遊水池会館 大会議室

目 次

(1) 協議事項

協議第 3 1 号	合併協定項目 7	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて	P 1
協議第 1 4 号 (継続協議一 2)	合併協定項目 8	地方税の取扱いについて	P 5
協議第 3 2 号	合併協定項目 1 5	使用料、手数料等の取扱いについて	P 2 8
協議第 3 3 号	合併協定項目 1 6	公共的団体等の取扱いについて	P 8 1

協議第 3 1 号

合併協定項目 7 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて、協議を求める。

平成 2 4 年 8 月 2 7 日提出

栃木市・岩舟町合併協議会
会 長 鈴 木 俊 美

項 目	合併協定項目 7 農業委員会の委員の定数及び任期 の取扱い
調整方針	1 岩舟町の農業委員会は、栃木市の農業委員会に統合するものとする。 2 岩舟町の農業委員会の選挙による委員である者のうち 4 人は、市町村の合併の特例に関する法律第 1 1 条第 1 項第 2 号の規定を適用し、栃木市の農業委員会の委員の残任期間に限り、引き続き栃木市の農業委員会の選挙による委員として在任する。この場合において、4 人の選出については、岩舟町の農業委員会の選挙による委員である者の互選により定めるものとする。 3 市町村の合併の特例に関する法律第 1 1 条第 1 項第 2 号の規定適用後の選挙による委員の定数は、2 9 人とする。

	4 市町村の合併の特例に関する法律第11条第1項第2号の規定適用後の選挙による委員の選挙区は、6選挙区とし、現選挙区に岩舟町1選挙区（定数4人）を加えるものとする。 5 新市の農業委員会の委員の報酬の額については、栃木市の例により合併時に統合する。
--	--

平成 年 月 日（確認・継続協議）

栃木市・岩舟町合併協議会の調整内容

合併協定項目		7 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い		関係項目
調整の方針		1 岩舟町の農業委員会は、栃木市の農業委員会に統合するものとする。		
		2 岩舟町の農業委員会の選挙による委員である者のうち4人は、市町村の合併の特例に関する法律第11条第1項第2号の規定を適用し、栃木市の農業委員会の委員の残任期間に限り、引き続き栃木市の農業委員会の選挙により委員として在任する。この場合において、4人の選出については、岩舟町の農業委員会の選挙による委員である者の互選により定めるものとする。		
		3 市町村の合併の特例に関する法律第11条第1項第2号の規定適用後の選挙による委員の定数は、29人とする。		
		4 市町村の合併の特例に関する法律第11条第1項第2号の規定適用後の選挙による委員の選挙区は、6選挙区とし、現選挙区に岩舟町1選挙区（定数4人）を加えるものとする。		
5 新市の農業委員会の委員の報酬の額については、栃木市の例により合併時に統合する。				
現 況				
栃 木 市		岩 舟 町		
【委員の任期】 平成22年7月20日～ 平成25年7月19日		【委員の任期】 平成23年7月20日～ 平成26年7月19日		
【選挙による委員の定数】 25人		【選挙による委員の定数】 14人		
【選任による委員の定数】 農協推薦 2人 農業共済推薦 2人 土地改良区推薦 1人 議会推薦 4人		【選任による委員の定数】 農協推薦 1人 農業共済推薦 1人 土地改良区推薦 1人 議会推薦 3人		
具体的な調整内容 新市に1つの農業委員会を置く。 岩舟町選挙による委員のうち4人は、市町村の合併の特例に関する法律の規定を適用し、栃木市の農業委員会の委員の残任期間に限り、引き続き新市の選挙による委員として在任する。 選挙による委員の定数は、29人とする。 選挙区は、6選挙区とし、現選挙区に岩舟町1選挙区（定数4人）を加えるものとする。				

【編入合併の場合】

（１）「合併後１農業委員会を設置」

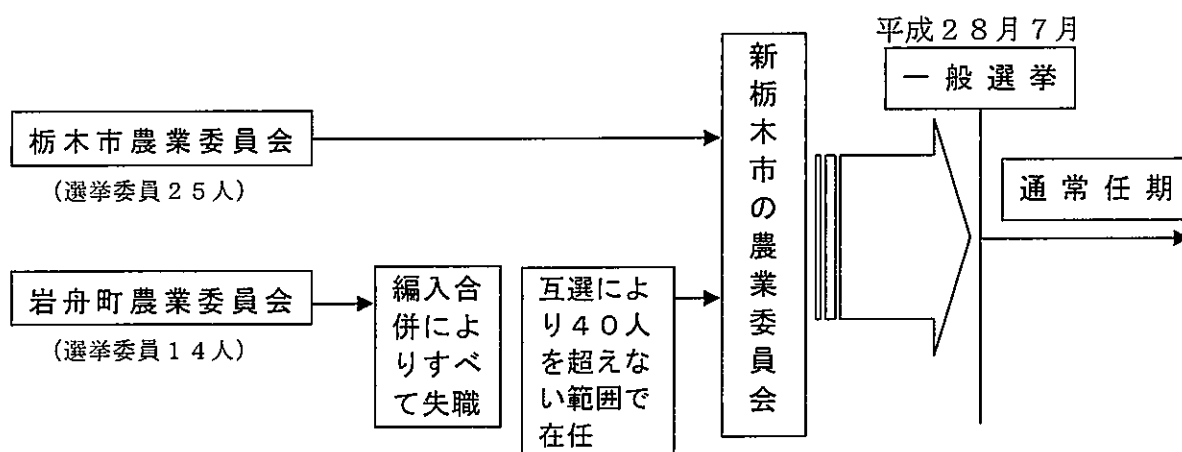
原則

編入する市町村の農業委員会の委員（選任による委員を含む。）はそのまま在任するが、編入される市町村の農業委員会の委員は、身分を失う。

合併特例法の適用

編入される市町村の農業委員会の選挙による委員は、合併関係市町村の協議により４０人以内の範囲で定められた数の者に限り、その編入する市町村の農業委員会の委員の在任期間、引き続き新市町村の農業委員会委員として在任することができる。

- ・市町村の合併の特例に関する法律第１１条第１項



協議第14号（継続協議—2）

合併協定項目8 地方税の取扱いについて

地方税の取扱いについて、協議を求める。

平成24年8月27日提出

栃木市・岩舟町合併協議会
会 長 鈴 木 俊 美

項 目	合併協定項目8 地方税の取扱い
調整方針	1 個人市町民税については、現行のとおりとする。ただし、納期については、栃木市の例により合併時までに統合し、減免については、栃木市の例により合併時に統合する。 2 法人市町民税については、現行のとおりとする。 3 固定資産税については、現行のとおりとする。ただし、納期については、栃木市の例により合併時までに統合する。 4 軽自動車税については、栃木市の例により合併時に統合する。 5 市町たばこ税については、現行のとおりとする。 6 鉱産税については、栃木市の例により合併時に統合する。

	7 特別土地保有税については、現行のとおりとする。 8 都市計画税については、合併時は現行のとおりとし、合併後5年以内に再編する。ただし、納期については、栃木市の固定資産税の納期の例により合併時まで統合する。 9 入湯税については、栃木市の例により合併時に統合する。
--	--

平成24年7月20日（継続協議）

平成 年 月 日（確認・継続協議）

栃木市・岩舟町合併協議会の調整内容

合併協定項目	8 地方税の取扱い	関係項目	1 個人市町民税
調整の方針	個人市町民税については、現行のとおりとする。ただし、納期については、栃木市の例により合併時までに統合し、減免については、栃木市の例により合併時に統合する。		
	現 況		
	栃 木 市	岩 舟 町	具体的な調整内容
1 納税義務者 (1) 市内に住所を有する人 (2) 市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する人で市内に住所を有しない人 2 税率 均等割 3,000 円(標準税率) 所得割 6%(標準税率) 3 納期 普通徴収 第1期 6月1日から同月30日まで 第2期 8月1日から同月31日まで 第3期 10月1日から同月31日まで 第4期 12月1日から同月31日まで 特別徴収 月割り額を翌月の10日まで 納期の特例事業所 6月から11月分 12月10日 12月から5月分 6月10日	1 納税義務者 (1) 町内に住所を有する人 (2) 町内に事務所、事業所又は家屋敷を有する人で町内に住所を有しない人 2 税率 均等割 3,000 円(標準税率) 所得割 6%(標準税率) 3 納期 普通徴収 第1期 6月16日から同月30日まで 第2期 8月1日から同月31日まで 第3期 10月1日から同月31日まで 第4期 1月1日から同月31日まで 特別徴収 月割り額を翌月の10日まで 納期の特例事業所 6月から11月分 12月10日 12月から5月分 6月10日		現行のとおりとする。 現行のとおりとする。 栃木市の例により合併時までに統合する。

現 況		具体的な調整内容
栃 木 市	岩 舟 町	
4 減免 (1)生活保護法の規定による保護を受けた者 (2)特別の事由があり、市長が必要と認めた者 5 非課税 均等割・所得割 (1)生活保護法の規定による生活扶助を受けている者 (2)障害者、未成年者、寡婦及び寡夫で前年中の合計所得金額が125万円以下であった者 均等割 前年の合計所得金額が28万円に控除対象配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額(加算額17万円)以下の者 所得割 前年の総所得金額等の金額が35万円に控除対象配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額(加算額32万円)以下の者	4 減免 (1)生活保護法の規定による保護を受けた者 (2)当該年において所得が皆無となったため、生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められた者 (3)学生及び生徒 (4)特別の事由があり、町長が必要と認めた者 5 非課税 均等割・所得割 (1)生活保護法の規定による生活扶助を受けている者 (2)障害者、未成年者、寡婦及び寡夫で前年中の合計所得金額が125万円以下であった者 均等割 前年の合計所得金額が28万円に控除対象配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額(加算額17万円)以下の者 所得割 前年の総所得金額等の金額が35万円に控除対象配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額(加算額32万円)以下の者	栃木市の例により合併時に統合する。 現行のとおりとする。

栃木市・岩舟町合併協議会の調整内容

合併協定項目	8 地方税の取扱い	関係項目	2 法人市町民税
調整の方針	法人市町民税については、現行のとおりとする。		
現 況			
栃 木 市		岩 舟 町	
1 納税義務者	(1) 市内に事務所又は事業所を有する法人 (2) 市内に寮、宿泊所、クラブその他これらに類する施設を有する法人で市内に事務所又は事業所を有しないもの (3) 法人課税信託の引受けを行うことにより法人税を課される個人で市内に事務所又は事業所を有するもの	1 納税義務者	(1) 町内に事務所又は事業所を有する法人 (2) 町内に寮、宿泊所、クラブその他これらに類する施設を有する法人で町内に事務所又は事業所を有しないもの (3) 法人課税信託の引受けを行うことにより法人税を課される個人で町内に事務所又は事業所を有するもの
2 税率 均等割 法人税割	標準税率×1.2(制限税率) 14.7% (制限税率)	2 税率 均等割 法人税割	標準税率×1.2 (制限税率) 14.7% (制限税率)
		具体的な調整内容	
		現行のとおりとする。	
		現行のとおりとする。	

栃木市・岩舟町合併協議会の調整内容

合併協定項目	8 地方税の取扱い	関係項目	3 固定資産税
調整の方針	固定資産税については、現行のとおりとする。ただし、納期については、栃木市の例により合併時までに統合する。		
現 況		岩 舟 町	
1 納税義務者 土地、家屋及び償却資産の所有者	1 納税義務者 土地、家屋及び償却資産の所有者	現行のとおりとする。	
2 税 率 1.4% (標準税率)	2 税 率 1.4% (標準税率)	現行のとおりとする。	
3 納 期 第1期 5月 1日から同月 31日まで 第2期 7月 1日から同月 31日まで 第3期 9月 1日から同月 30日まで 第4期 11月 1日から同月 30日まで	3 納 期 第1期 5月 16日から同月 31日まで 第2期 7月 1日から同月 31日まで 第3期 9月 1日から同月 30日まで 第4期 12月 1日から同月 25日まで	栃木市の例により合併時 までに統合する。	
4 減 免 (1) 貧困により生活のため公私の扶助を受ける者の所有する固定資産 (2) 公益のために直接専用する固定資産 (有料使用を除く) (3) 災害又は天候不順により、著しく価値を減じた固定資産 (4) 前3号に掲げるもののほか、特別の事由があるもの	4 減 免 (1) 貧困により生活のため公私の扶助を受ける者の所有する固定資産 (2) 公益のために直接専用する固定資産 (有料使用を除く) (3) 災害又は天候不順により、著しく価値を減じた固定資産 (4) 前3号に掲げるもののほか、特別の事由があるもの	現行のとおりとする。	

栃木市・岩舟町合併協議会の調整内容

合併協定項目	8 地方税の取扱い	関係項目	4 軽自動車税
調整の方針	軽自動車税については、栃木市の例により合併時に統合する。		
	現 況		
	栃 木 市	岩 舟 町	具体的な調整内容
1 納税義務者 軽自動車等の所有者又は使用者 2 税率 ・原動機付自転車 排気量 50cc 以下のもの 1,000 円 二輪のもので排気量 90cc 以下のもの 1,200 円 二輪のもので排気量 125cc 以下のもの 1,600 円 三輪以上のもので排気量 20cc を超えるもの 2,500 円 ・軽自動車 二輪のもの(側車付のもの含む) 2,400 円 三輪のもの 3,100 円 四輪以上のもの 乗用(営業用) 5,500 円 " (家用) 7,200 円 貨物(営業用) 3,000 円 " (家用) 4,000 円	1 納税義務者 軽自動車等の所有者又は使用者 2 税率 ・原動機付自転車 排気量 50cc 以下のもの 1,000 円 二輪のもので排気量 90cc 以下のもの 1,200 円 二輪のもので排気量 125cc 以下のもの 1,600 円 三輪以上のもので排気量 20cc を超えるもの 2,500 円 ・軽自動車 二輪のもの(側車付のもの含む) 2,400 円 三輪のもの 3,100 円 四輪以上のもの 乗用(営業用) 5,500 円 " (家用) 7,200 円 貨物(営業用) 3,000 円 " (家用) 4,000 円	1 納税義務者 軽自動車等の所有者又は使用者 2 税率 ・原動機付自転車 排気量 50cc 以下のもの 1,000 円 二輪のもので排気量 90cc 以下のもの 1,200 円 二輪のもので排気量 125cc 以下のもの 1,600 円 三輪以上のもので排気量 20cc を超えるもの 2,500 円 ・軽自動車 二輪のもの(側車付のもの含む) 2,400 円 三輪のもの 3,100 円 四輪以上のもの 乗用(営業用) 5,500 円 " (家用) 7,200 円 貨物(営業用) 3,000 円 " (家用) 4,000 円	現行のとおりとする。 栃木市の例により合併時に統合する。

現 況		具体的な調整内容
栃 木 市	岩 舟 町	
・小型特殊自動車 農耕作業用 1,600 円 その他のもの ・二輪の小型自動車 4,700 円 4,000 円 3 納期 5月1日から同月31日まで 4 減免 公益のため直接専用するもの 身体障害者等が所有するもの 構造が身体障害者の利用に供するためのもの 5 課税免除 商品車、使用しない軽自動車等、古物商許可番号が記入されているものであることすべての条件を満たす軽自動車等	・小型特殊自動車 農耕作業用 二輪のもの 四輪のもの 総排気量10以下のもの 総排気量10を超えるもの 刈取脱穀作業用自動車 その他のもの ・二輪の小型自動車 1,600 円 2,400 円 3,100 円 2,400 円 4,700 円 4,000 円 3 納期 4月11日から同月30日まで 4 減免 公益のため直接専用するもの 身体障害者等が所有するもの 構造が身体障害者の利用に供するためのもの 5 課税免除 該当なし	栃木市の例により合併時に統合する。 現行のとおりとする。 栃木市の例により合併時に統合する。

栃木市・岩舟町合併協議会の調整内容

合併協定項目	8 地方税の取扱い	関係項目	5 市町たばこ税
調整の方針	市町たばこ税については、現行のとおりとする。		
	現	況	具体的な調整内容
1 納税義務者 製造たばこの製造者、特定販売業者又は卸売販売業者 2 税率 紙たばこ 1,000本につき、4,618円 旧3級品 1,000本につき、2,190円 3 納期 毎月末(前月の初日から末日までの分)	1 納税義務者 製造たばこの製造者、特定販売業者又は卸売販売業者 2 税率 紙たばこ 1,000本につき、4,618円 旧3級品 1,000本につき、2,190円 3 納期 毎月末(前月の初日から末日までの分)	1 納税義務者 製造たばこの製造者、特定販売業者又は卸売販売業者 2 税率 紙たばこ 1,000本につき、4,618円 旧3級品 1,000本につき、2,190円 3 納期 毎月末(前月の初日から末日までの分)	1 納税義務者 製造たばこの製造者、特定販売業者又は卸売販売業者 2 税率 紙たばこ 1,000本につき、4,618円 旧3級品 1,000本につき、2,190円 3 納期 毎月末(前月の初日から末日までの分)

栃木市・岩舟町合併協議会の調整内容

合併協定項目		8 地方税の取扱い		関係項目	6 鉱産税
調整の方針		鉱産税については、栃木市の例により合併時に統合する。			
		現 況			
		現		岩 舟 町	
1 納税義務者 鉱物の採掘業者		栃 木 市		該当なし	
2 税率 1% (鉱物の価格が200万円以下の場合は、0.7%)					
3 納期 毎月15日から月末 (前月の1日から末日までの分)					
				具体的な調整内容 栃木市の例により合併時に統合する。 栃木市の例により合併時に統合する。 栃木市の例により合併時に統合する。	

栃木市・岩舟町合併協議会の調整内容

合併協定項目		8 地方税の取扱い		関係項目	7 特別土地保有税
調整の方針		特別土地保有税については、現行のとおりとする。			
		現 況			
		栃 木 市		岩 舟 町	
1 納税義務者 取得後 10 年を経過していない 5,000 ㎡以上の土地又は土地の取得に対し、 当該土地の所有者又は取得者	1 納税義務者 取得後 10 年を経過していない 5,000 ㎡以上の土地又は土地の取得に対し、 当該土地の所有者又は取得者	1 納税義務者 取得後 10 年を経過していない 5,000 ㎡以上の土地又は土地の取得に対し、 当該土地の所有者又は取得者			
2 税 率 保有 1.4% 取得 3.0%	2 税 率 保有 1.4% 取得 3.0%	2 税 率 保有 1.4% 取得 3.0%			
3 納 期 地方税法第 599 条第 1 項各号に定める納期限	3 納 期 地方税法第 599 条第 1 項各号に定める納期限	3 納 期 地方税法第 599 条第 1 項各号に定める納期限			
平成 15 年度以降課税停止	平成 15 年度以降課税停止	平成 15 年度以降課税停止			
平成 14 年度以前課税の徴収猶予についても現在なくなっている。	平成 14 年度以前課税の徴収猶予についても現在なくなっている。	平成 14 年度以前課税の徴収猶予についても現在なくなっている。			

栃木市・岩舟町合併協議会の調整内容

合併協定項目	8 地方税の取扱い	関係項目	8 都市計画税
調整の方針	都市計画税については、合併時は現行のとおりとし、合併後5年以内に再編する。ただし、納期については、栃木市の固定資産税の納期の例により合併時までに統合する。		
	現	況	具体的な調整内容
1 納税義務者	栃木市	岩舟町	
市街化区域内に所在する土地及び家屋の所有者	課税していない		合併時は現行のとおりとし、合併後5年以内に再編する。
2 税率	合併特例により不均一課税している。ただし、合併後5年（平成27年3月まで）以内に再編する。		合併時は現行のとおりとし、合併後5年以内に再編する。
栃木地域	0.3%		
大平地域	0.2%		
藤岡地域	0.0%		
都賀地域	0.0%		
西方地域	0.0%		
3 納期	固定資産税と同様		栃木市の固定資産税の納期の例により合併時までに統合する。
※小山栃木都市計画区域に指定され、市街化区域の線引きはされている。ただし、西方地域については、西方都市計画区域に指定され、市街化区域の線引きがされていない。	※小山栃木都市計画区域に指定され、市街化区域の線引きはされている。		

合併協定項目	8 地方税の取扱い	関係項目	9 入湯税
調整の方針	入湯税については、栃木市の例により合併時に統合する。		
	現	況	
	栃 木 市	岩 舟 町	
1 納税義務者 鉾泉浴場の入湯客	該当なし	栃木市の例により合併時に統合する。	
2 課税免除 12歳未満の者 共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者 市長が特別な事情があると認める者			
3 税率 入湯客1人1日につき、150円 (日帰りの場合は、50円)			
4 納期 毎月15日まで (前月の初日から末日までの分)			

●地方税法関係

1. 個人市町村民税

- ・均等割(法第 310 条)－標準税率(年額)3, 000円
- ・所得割(法第 313 条)－課税する年の前年の 1 月 1 日から 12 月 31 日までの 1 年間の所得に応じて課税
- ・納期(法第 320 条)－普通徴収の方法によって徴収する個人の市町村民税の納期は、6 月、8 月、10 月及び 1 月中(当該個人の市町村民税額が均等割額に相当する金額以下である場合にあっては、6 月中)において、当該市町村の条例で定める。但し、特別の事情がある場合においては、これと異なる納期を定めることができる。

2. 法人市町村民税

- ・均等割(法第 312 条)－法人の区分に応じた標準税率(年額 5 万円～300 万円)
制限税率は標準税率×1. 2
- ・法人税割(法第 314 条の 4)－標準税率 100 分の 12. 3. 制限税率は 100 分の 14. 7

3. 固定資産税

- ・税率(法 350 条)－標準税率 100 分の 1. 4
- ・納期(法第 362 条)－4 月、7 月、12 月及び 2 月中において、当該市町村の条例で定める。但し、特別の事情がある場合においては、これと異なる納期を定めることができる。

4. 軽自動車税

- ・税率(法第 444 条)－標準税率は下表のとおり

区 分				年税額
原動機付自転車	イ総排気量 0.05ℓ以下のもの又は定格出力が 0.6kw 以下のもの【二に掲げるものを除く。】			1, 000円
	ロ二輪のもので、総排気量が 0.05ℓを超え、0.09ℓ以下のもの又は定格出力が 0.6kw を超え、0.8kw 以下のもの			1, 200円
	ハ二輪のもので、総排気量が 0.09ℓを超えるもの又は定格出力が 0.8kw を超えるもの			1, 600円
	二三輪以上のもので、総排気量が 0.02ℓを越えるもの又は定格出力が 0.25kw を越えるもので一定のもの			2, 500円
軽自動車及び小型特殊自動車	イ二輪のもの(側車付のものを含む。)			2, 400円
	ロ三輪のもの			3, 100円
	ハ四輪のもの	乗用のもの	営業用	5, 500円
			自家用	7, 200円
		貨物用のもの	営業用	3, 000円
			自家用	4, 000円
二輪の小型自動車				4, 000円

※上記以外の軽自動車及び農耕作業用のもの(三輪小型特殊自動車)その他各号の区分により難しいものについては、上記とは別に、区分を設けることができる。

- ・納期(法第 445 条)－4 月中において、当該市町村の条例で定める。但し、特別の事情がある場合においては、これと異なる納期を定めることができる。

5. 市町村たばこ税

- ・税率(法第 468 条)－1,000 本につき4, 618円 但し、旧 3 級品の紙巻たばこは、1,000 本につき2, 190円
- ・徴収方法(法第 472 条)－申告納付による。申告は毎月 1 日から月末までの間の数量、税額等を翌月末までに市町村長へ

6. 鉱産税

- ・税率(法第 520 条)－標準税率は鉱物の価格が一月に 200 万円超の場合 100分の1
// 200 万円以下の場合100分の0. 7
- ・納期(法 521 条)－毎月 10 日から末日までの間において市町村の条例で定める。

7. 特別土地保有税

- ・税率(法第 594 条)－保有分1. 4／100、取得分3／100
 - ・徴収方法(法第 598、599 条)－申告納付
- ※平成 15 年以降、課税停止となっている—現下の経済情勢に鑑み課税を停止。徴収猶予中の納税義務は存続。

8. 都市計画税

- ・税率(法第 702 条の4)－制限税率100分の0. 3
- ・納期(法第 702 条の 7)－4 月、7 月、12 月及び 2 月中において条例で定める。但し、特別の事情がある場合においては、これと異なる納期を定めることができる。

9. 入湯税

- ・税率(法第 701 条の2)－標準税率 1 人 1 日150円(1人1日)
- ・徴収方法(法第 701 条の3)－特別徴収

参 考 資 料

県内各市の個人市町民税納期限

	1期	2期	3期	4期
宇都宮市	6月	8月	10月	1月
足利市	6月	8月	10月	1月
佐野市	6月	8月	10月	1月
鹿沼市	6月	8月	10月	1月
日光市	6月	8月	10月	1月
小山市	6月	8月	10月	1月
真岡市	6月	8月	10月	12月
大田原市	6月	8月	10月	12月
矢板市	6月	8月	10月	1月
那須塩原市	6月	8月	10月	1月
さくら市	6月	8月	10月	1月
那須烏山市	6月	8月	11月	1月
下野市	6月	8月	10月	12月

参 考 資 料

県内各市の固定資産税納期限

	1期	2期	3期	4期
宇都宮市	4月	7月	12月	2月
足利市	4月	7月	9月	12月
佐野市	4月	7月	9月	12月
鹿沼市	5月	7月	9月	12月
日光市	5月	7月	12月	2月
小山市	4月	7月	9月	12月
真岡市	5月	7月	9月	11月
大田原市	4月	7月	9月	12月
矢板市	4月	7月	9月	12月
那須塩原市	5月	7月	12月	2月
さくら市	4月	7月	9月	12月
那須烏山市	4月	7月	10月	12月
下野市	5月	7月	11月	1月

平成23年度 軽自動車税額表

小型特殊自動車	農耕作業用	2輪	栃 木	旧栃木・大平・西方	旧藤岡・都賀	岩 舟	外12市
		4輪(12以下)					
		4輪(12以上)					
		刈取脱穀作業用					
	その他のもの						
2輪の小型自動車			4,700	4,700	4,700	4,700	4,700
			4,000	4,000	4,000	4,000	4,000

※県内14市においては、さくら市を除き12市が栃木市と同一課税

参 考 資 料

県内各市の都市計画税税率

	平成23年度税率	
宇都宮市	0.25	%
足利市	0.3	%
佐野市	0.3	%
鹿沼市	0.3	%
日光市	0.2	%
小山市	0.3	%
真岡市	0.3	%
大田原市	0.2	%
矢板市	0.3	%
那須塩原市	0.2	%
さくら市	0.2	%
那須烏山市	—	%
下野市	0.25	%

先進事例

(地方税)

1 個人市町民税

- 真岡市(平成21年3月23日合併)

個人市民税については、現行のとおりとする。

- 那須塩原市(平成17年1月1日合併)

個人市民税均等割は、黒磯市の例による。
納期及び減免措置については、黒磯市の例による。

- 下野市(平成18年1月10日合併)

税率については、現行どおり新市に引き継ぐ。普通徴収の納期は、合併する年度は現行のとおりとし、平成18年度から、第1期6月16日～同月30日、第2期8月1日～同月31日、第3期10月1日～同月31日、第4期12月1日～同月25日とする。特別徴収の納期は、現行どおり新市に引き継ぐ。減免措置については、合併時に国分寺町の例により統合する。

- 佐野市(平成17年2月28日合併)

個人市民税の均等割については、市町村の合併の特例に関する法律第10条の規定により、合併年度及びこれに続く3年度は、不均一課税とすることとしたが、地方税法の改正により、平成16年度から税率が全国一律となったため、不均一課税の必要がなくなり、現行のとおりに変更する。

- 鹿沼市(平成18年1月1日合併)

個人市町民税については、合併時に鹿沼市の制度に統合する。

2 法人市町民税

- 真岡市(平成21年3月23日合併)

法人市民税については、合併時に真岡市の制度に統一する。

- 那須塩原市(平成17年1月1日合併)

法人市民税均等割は、西那須野町の例による。
納期及び減免措置については、黒磯市の例による。

- 下野市(平成18年1月10日合併)

税率については、現行どおり新市に引き継ぐ。減免措置については、合併までに再編する。

- 佐野市(平成17年2月28日合併)

法人市民税については、現行のとおりとする。

- 鹿沼市(平成18年1月1日合併)

法人市町民税については、合併時に鹿沼市の制度に統合する。

3 固定資産税

- 真岡市(平成21年3月23日合併)

固定資産税については、現行のとおりとする。

- 那須塩原市(平成17年1月1日合併)

税率は3市町に差異がないため、現行のまま引き継ぎ、納期及び減免措置については、黒磯市の例による。ただし、第1期は5月1日から5月31日までとする。

- 下野市(平成18年1月10日合併)

税率については、現行どおり新市に引き継ぐ。納期については、合併する年度は現行のとおりとし、平成18年度から、第1期5月16日～同月31日、第2期7月1日～同月31日、第3期11月1日～同月30日、第4期翌年1月1日～同月31日とする。減免措置については、南河内町、国分寺町の例により合併時に統合する。

- 佐野市(平成17年2月28日合併)

固定資産税の納期については、合併年度は現行のとおりとし、翌年度から佐野市の制度を適用する。

- 鹿沼市(平成18年1月1日合併)

固定資産税については、合併時に鹿沼市の制度に統合する。
農村地域工業等導入促進法による課税免除については、鹿沼市の制度として存続する。

4 軽自動車税

- 真岡市(平成21年3月23日合併)

軽自動車税については、合併時に真岡市の制度に統一する。

- 那須塩原市(平成17年1月1日合併)

税率は3市町に差異がないため、現行のまま引き継ぎ、納期については、塩原町の例、減免措置については、西那須野町の例による。

- 下野市(平成18年1月10日合併)

税率は、合併する年度は現行のとおりとし、平成18年度から石橋町の例により統合する。納期は、合併する年度は現行のとおりとし、平成18年度から、5月15日～同月31日とする。減免措置は、現行どおり新市に引き継ぐ。

- 佐野市(平成17年2月28日合併)

軽自動車税については、現行のとおりとする。

- 鹿沼市(平成18年1月1日合併)

軽自動車税については、現行のとおりとする。

5 市町たばこ税

- 真岡市(平成21年3月23日合併)

市たばこ税については、現行のとおりとする。

- 那須塩原市(平成17年1月1日合併)

3市町に差異がないため、現行のまま引き継ぐ。

- 下野市(平成18年1月10日合併)

現行どおり新市に引き継ぐ。

- 佐野市(平成17年2月28日合併)

市たばこ税については、現行のとおりとする。

- 鹿沼市(平成18年1月1日合併)

市町村たばこ税については、現行のとおりとする。

6 鉱産税

- 真岡市(平成21年3月23日合併)

鉱産税については、現行のとおりとする。

- 日光市(平成18年3月20日合併)

鉱産税については、4市町村とも差異のないことから、現行のとおりとする。

- 佐野市(平成17年2月28日合併)

鉱産税の納期については、合併時に佐野市の制度を適用する。

- 鹿沼市(平成18年1月1日合併)

鉱産税については、合併時に鹿沼市の制度に統合する。

- 埼玉県秩父市(平成17年4月1日合併)

鉱産税の税率については、合併時に秩父市の例により統一する。

7 特別土地保有税

- 真岡市(平成21年3月23日合併)

特別土地保有税については、現行のとおりとする。

- 那須塩原市(平成17年1月1日合併)

税率及び納期は3市町に差異がないため、現行のまま引き継ぎ、減免措置については、黒磯市の例による。

- 下野市(平成18年1月10日合併)

現行どおり新市に引き継ぐ。

- 佐野市(平成17年2月28日合併)

特別土地保有税については、現行のとおりとする。

- 鹿沼市(平成18年1月1日合併)

特別土地保有税については、現行のとおりとする。

8 都市計画税

- 真岡市(平成21年3月23日合併)

都市計画税については、現行のとおりとする。

- 那須塩原市(平成17年1月1日合併)

税率については、0.3%とする。ただし、平成20年3月31日までは0.2%とする。
納期及び減免措置については、固定資産税と同じ。

- 下野市(平成18年1月10日合併)

税率については、市町村の合併の特例に関する法律第10条を適用し、当面、現行どおりの税率とし、平成19年度末を目途に調整を図り、平成20年度から統一する。
納期については、固定資産税の納期に合わせる。減免措置については、固定資産税の減免措置に合わせる。

- 佐野市(平成17年2月28日合併)

都市計画税の納期については、合併年度は現行のとおりとし、翌年度から佐野市の制度を適用する。

- 鹿沼市(平成18年1月1日合併)

都市計画税については、現行のとおりとする。

9 入湯税

- 真岡市(平成21年3月23日合併)

入湯税については、合併時に真岡市の制度を適用する。

- 那須塩原市(平成17年1月1日合併)

税率及び納期については、塩原町の例による。課税免除については、黒磯市の例による。ただし、3市町の公営施設の取扱いについては、それぞれ現行のとおりとする。

- 日光市(平成18年3月20日合併)

入湯税については、合併時に藤原町の制度に統一する。

- 佐野市(平成17年2月28日合併)

入湯税については、合併時に田沼町の制度を適用する。

- 鹿沼市(平成18年1月1日合併)

入湯税については、合併時に鹿沼市の制度に統合する。

協議第 3 2 号

合併協定項目 1 5 使用料、手数料等の取扱いについて

使用料、手数料等の取扱いについて、協議を求める。

平成 2 4 年 8 月 2 7 日提出

栃木市・岩舟町合併協議会
会 長 鈴 木 俊 美

項 目	合併協定項目 1 5 使用料、手数料等の取扱い
調整方針	使用料、手数料等については、負担公平の原則及び受益者負担の原則に基づき次により調整する。 1 施設使用料等は、原則として現行のとおりとする。 ただし、目的が同一又は類似する施設の使用料等については、合併後に統合又は再編する。 2 その他の使用料については、合併時に統合又は再編する。ただし、占用許可期間等については、合併時は現行のとおりとし、合併後に統合又は再編する。 3 手数料は、原則として合併時に統一する。

平成 年 月 日（確認・継続協議）

栃木市・岩舟町合併協議会の調整内容

合併協定項目	1 5 使用料、手数料等の取扱い	関係項目
調整の方針	使用料、手数料等については、負担公平の原則及び受益者負担の原則に基づき次により調整する。 1 施設使用料等は、原則として現行のとおりとする。ただし、目的が同一又は類似する施設の使用料等については、合併後に統合又は再編する。 2 その他の使用料については、合併時に統合又は再編する。ただし、占用許可期間等については、合併時は現行のとおりとし、合併後に統合又は再編する。 3 手数料は、原則として合併時に統一する。	

1. 使用料等の総括表

(1) 施設使用料等 (※印は使用料が無料の施設)

No.	項 目	現 況		具体的な調整内容																							
		栃 木 市	岩 舟 町																								
1	隣保館	※栃木市厚生センター 栃木市大平隣保館使用料 <table><tr><th>利用施設</th><th>使用料</th></tr><tr><td>和室</td><td>1 時間につき 310 円</td></tr><tr><td>多目的ホール</td><td>1 時間につき 2,100 円</td></tr><tr><td>教養娯楽室</td><td>1 時間につき 520 円</td></tr></table>	利用施設	使用料	和室	1 時間につき 310 円	多目的ホール	1 時間につき 2,100 円	教養娯楽室	1 時間につき 520 円	—	現行のとおりとする。															
利用施設	使用料																										
和室	1 時間につき 310 円																										
多目的ホール	1 時間につき 2,100 円																										
教養娯楽室	1 時間につき 520 円																										
2	集会施設	栃木市藤岡遊水池会館使用料 <table><tr><th rowspan="2">区分</th><th colspan="3">使用料</th></tr><tr><th>午前 9 時から 午後 0 時まで</th><th>午後 0 時から 午後 5 時まで</th><th>午後 5 時から 午後 10 時まで</th></tr><tr><td>大会議室</td><td>720 円</td><td>1,030 円</td><td>1,540 円</td></tr><tr><td>中会議室</td><td>510 円</td><td>720 円</td><td>1,030 円</td></tr><tr><td>小会議室</td><td>200 円</td><td>300 円</td><td>510 円</td></tr><tr><td>ホール（占用利 用）</td><td>720 円</td><td>1,030 円</td><td>1,540 円</td></tr></table>	区分	使用料			午前 9 時から 午後 0 時まで	午後 0 時から 午後 5 時まで	午後 5 時から 午後 10 時まで	大会議室	720 円	1,030 円	1,540 円	中会議室	510 円	720 円	1,030 円	小会議室	200 円	300 円	510 円	ホール（占用利 用）	720 円	1,030 円	1,540 円	—	現行のとおりとする。
区分	使用料																										
	午前 9 時から 午後 0 時まで	午後 0 時から 午後 5 時まで	午後 5 時から 午後 10 時まで																								
大会議室	720 円	1,030 円	1,540 円																								
中会議室	510 円	720 円	1,030 円																								
小会議室	200 円	300 円	510 円																								
ホール（占用利 用）	720 円	1,030 円	1,540 円																								
3	公営駐車場	栃木市営金崎有料駐車場使用料 ・月払 3,500 円/月 ・年払 36,000 円/年	—	現行のとおりとする。																							

No.	項 目	現 況		具体的な調整内容																																																															
		栃 木 市	岩 舟 町																																																																
4	公営墓地	栃木市墓園永代使用料			現行のとおりとする。																																																														
		<table><tr><th>名 称</th><th>墓所の種別</th><th>1区画の面積</th><th>永代使用料</th></tr><tr><td rowspan="8">栃木市聖地公園</td><td>第1種</td><td>5.0㎡</td><td>125,000円</td></tr><tr><td>第2種</td><td>6.0㎡</td><td>150,000円</td></tr><tr><td>第3種</td><td>5.0㎡</td><td>275,000円</td></tr><tr><td>第4種</td><td>5.0㎡</td><td>275,000円</td></tr><tr><td>第5種</td><td>5.0㎡</td><td>344,000円</td></tr><tr><td>第6種</td><td>5.0㎡</td><td>610,000円</td></tr><tr><td>第7種</td><td>5.0㎡</td><td>506,000円</td></tr><tr><td>第8種</td><td>5.0㎡</td><td>506,000円</td></tr><tr><td>栃木市藤岡中根墓地</td><td></td><td>7.29㎡</td><td>215,000円</td></tr><tr><td></td><td></td><td>5.0㎡</td><td>215,000円</td></tr><tr><td>栃木市藤岡太田墓地</td><td></td><td>7.29㎡</td><td>215,000円</td></tr><tr><td></td><td></td><td>5.0㎡</td><td>215,000円</td></tr><tr><td>栃木市都賀聖地公園墓地</td><td>第1種</td><td>6.0㎡</td><td>250,000円</td></tr><tr><td>第2種</td><td>10.0㎡</td><td>380,000円</td></tr><tr><td>栃木市西方菅ノ沢墓地</td><td></td><td>19.8㎡</td><td>200,000円</td></tr><tr><td>栃木市西方東上林墓地</td><td></td><td>6.6㎡</td><td>200,000円</td></tr></table>				名 称	墓所の種別	1区画の面積	永代使用料	栃木市聖地公園	第1種	5.0㎡	125,000円	第2種	6.0㎡	150,000円	第3種	5.0㎡	275,000円	第4種	5.0㎡	275,000円	第5種	5.0㎡	344,000円	第6種	5.0㎡	610,000円	第7種	5.0㎡	506,000円	第8種	5.0㎡	506,000円	栃木市藤岡中根墓地		7.29㎡	215,000円			5.0㎡	215,000円	栃木市藤岡太田墓地		7.29㎡	215,000円			5.0㎡	215,000円	栃木市都賀聖地公園墓地	第1種	6.0㎡	250,000円	第2種	10.0㎡	380,000円	栃木市西方菅ノ沢墓地		19.8㎡	200,000円	栃木市西方東上林墓地		6.6㎡	200,000円		
		名 称	墓所の種別	1区画の面積		永代使用料																																																													
		栃木市聖地公園	第1種	5.0㎡		125,000円																																																													
			第2種	6.0㎡		150,000円																																																													
			第3種	5.0㎡		275,000円																																																													
			第4種	5.0㎡		275,000円																																																													
			第5種	5.0㎡		344,000円																																																													
			第6種	5.0㎡		610,000円																																																													
			第7種	5.0㎡		506,000円																																																													
第8種	5.0㎡		506,000円																																																																
栃木市藤岡中根墓地		7.29㎡	215,000円																																																																
		5.0㎡	215,000円																																																																
栃木市藤岡太田墓地		7.29㎡	215,000円																																																																
		5.0㎡	215,000円																																																																
栃木市都賀聖地公園墓地	第1種	6.0㎡	250,000円																																																																
第2種	10.0㎡	380,000円																																																																	
栃木市西方菅ノ沢墓地		19.8㎡	200,000円																																																																
栃木市西方東上林墓地		6.6㎡	200,000円																																																																
5	斎場	佐野地区衛生施設組合佐野斎場使用料			合併時に栃木市（藤岡地域）の例により統合する。																																																														
		1 施設使用料																																																																	
		<table><tr><th rowspan="2">種別</th><th rowspan="2">単位</th><th colspan="2">使用料</th></tr><tr><th>本市の住民</th><th>その他</th></tr><tr><td rowspan="5">火葬場</td><td>大人</td><td>1体</td><td>無料</td><td>18,000円</td></tr><tr><td>小人（12歳未満）</td><td>1体</td><td>無料</td><td>13,000円</td></tr><tr><td>死産児</td><td>1胎</td><td>無料</td><td>7,000円</td></tr><tr><td>胎衣</td><td>1胎</td><td></td><td>2,000円</td></tr><tr><td>和室</td><td>1室（2時間以内）</td><td>3,000円</td><td>6,000円</td></tr><tr><td>待合室</td><td>ロビー</td><td>無料</td><td></td><td></td></tr></table>				種別	単位	使用料		本市の住民	その他	火葬場	大人	1体	無料	18,000円	小人（12歳未満）	1体	無料	13,000円	死産児	1胎	無料	7,000円	胎衣	1胎		2,000円	和室	1室（2時間以内）	3,000円	6,000円	待合室	ロビー	無料																																
		種別	単位	使用料																																																															
				本市の住民		その他																																																													
		火葬場	大人	1体		無料	18,000円																																																												
			小人（12歳未満）	1体		無料	13,000円																																																												
			死産児	1胎		無料	7,000円																																																												
			胎衣	1胎			2,000円																																																												
			和室	1室（2時間以内）		3,000円	6,000円																																																												
待合室	ロビー	無料																																																																	
2 霊きゅう車使用料																																																																			
<table><tr><th>区域</th><th>利用別</th><th>使用料</th><th>備考</th></tr><tr><td rowspan="2">市内</td><td>往路1回</td><td>4,500円</td><td></td></tr><tr><td>帰路1回</td><td>1,500円</td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">市外</td><td>往路1回</td><td>7,000円</td><td>市役所を起点として、4キロメートルを超える場合は、1キロメートルを増すごとに600円を加算する。</td></tr><tr><td>帰路1回</td><td>往路の半額</td><td></td></tr></table>			区域	利用別	使用料	備考	市内	往路1回	4,500円		帰路1回	1,500円		市外	往路1回	7,000円	市役所を起点として、4キロメートルを超える場合は、1キロメートルを増すごとに600円を加算する。	帰路1回	往路の半額																																																
区域	利用別	使用料	備考																																																																
市内	往路1回	4,500円																																																																	
	帰路1回	1,500円																																																																	
市外	往路1回	7,000円	市役所を起点として、4キロメートルを超える場合は、1キロメートルを増すごとに600円を加算する。																																																																
	帰路1回	往路の半額																																																																	
* 佐野斎場使用料（藤岡地域は岩舟町と同額）																																																																			

No.	項 目	現 況		具体的な調整内容
		栃 木 市	岩 舟 町	
6	勤労者体育施設	栃木市勤労者体育センター利用料金		— <

No.	項 目	現 況	岩 舟 町	具体的な調整内容
8	保健関係施設	栃木市栃木保健福祉センター使用料 ○会議室等（1時間につき） ・大会議室、検診ホール 500円 ・集会室 100円 ○事務室 月額100,000円 ○デイサービス室 月額 83,000円	岩舟町健康福祉センター（遊楽々館）使用料 ○会議室（1時間につき） ・第1、第2会議室 300円 ・第1、第2会議室併用 500円 ・調理実習室 500円	現行のとおりとする。
		栃木市大平健康福祉センター（ゆうゆうプラザ）使用料 ○会議室等（1時間につき） ・大会議室、多目的ホール、母子指導室 1,050円 ・小会議室、研修室 840円 ・大小会議室併用 1,510円 ・調理実習室 1,260円		
		栃木市藤岡保健福祉センター使用料 ○会議室等（1時間につき） ・会議室 200円 ・検診ホール 400円 ・調理実習室 600円		
		栃木市都賀保健センター使用料 ○会議室等（1時間につき） ・会議室、和室 200円 ・調理実習室 300円		
		栃木市西方保健センター （貸出なし）		
		栃木市渡良瀬の里使用料 市内居住者 1日 100円 市外居住者 1日 300円 小学生以下 無料 障がい者 無料 カラオケ 1曲 100円 マッサージ機 1回 100円 グラウンドゴルフ 市内居住者 無料 市外居住者 1日 300円（入館料含む）		

No.	項 目	現 況		具体的な調整内容		
		栃 木 市	岩 舟 町			
9 商工関係観光施設 (1/2)	栃木市勤労者総合福祉センター利用料	区分	利用時間	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで
		会議室 研修室 職業技能講習室 教養文化室	市内	900 円	900 円	900 円
			市外	1, 100 円	1, 100 円	1, 100 円
			市内	2 時間まで 2, 000 円		
		多目的ホール	市外	2 時間まで 2, 500 円		
			市内	1 人につき 2 時間まで 100 円		
			市外	1 人につき 2 時間まで 120 円		
		倭町駐車場利用料				
		普通自動車、大型自動車				
		・基本時間（最初の30分）100円				
		・加算額（30分毎に）100円				
		とちぎ蔵の街観光館利用料				
		区分	利用時間	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで
		多目的ホール		1, 000 円	2, 000 円	2, 000 円
		蔵座敷		500 円	1, 000 円	1, 000 円
	とちぎ山車会館入場料					
	・大人500円					
	・小中学生300円					
	（20人以上の団体はそれぞれ100円引）					
	かかしの里使用料					
	1 行商等の行為をする場合					
	行為の種類		単位	金額		
	行商、募金その他これに類する行為		1 日当たり	520 円		
	業として、写真又は映画の撮影		1 日当たり	520 円		
	興行		1 日当たり	5, 250 円		
2 有料施設使用料						
有料施設名		単位	金額			
野外ステージ		2 時間	310 円			
バーベキュー施設		1 卓	1, 050 円			
野球場		2 時間	1, 050 円			
テニスコート		2 時間	840 円			

No.	項 目	現 況		具体的な調整内容	
		栃 木 市	岩 舟 町		
9	商工関係観光施設 (2/2)	栃木市大平まちづくり交流センター（ブラッツおおひら）利用料			
		区分	単位	金額	
		商業スペース	1 平方メートルにつき月額	650 円	
			利用面積が 2 分の 1 以上の場合	1 時間	630 円
		交流サロン	利用面積が 2 分の 1 未満の場合	1 時間	310 円
			多目的ルーム A	1 時間	520 円
		多目的ルーム B	1 時間	420 円	
		遮音スタジオ	1 室につき 1 時間	520 円	
		ボックスマーケット	1 ボックスにつき月額	500 円	
		展示用パネル	1 パネルにつき日額	100 円	
		展示用テーブル	1 脚につき日額	100 円	
		プロジェクター	1 式 1 回	1,050 円	
		ワイヤレスアンプ	1 式 1 回	520 円	
		つがの里使用料			
		区分	金額		
つがの里ふるさとセンター	研修室 1	1 時間につき	600 円		
	研修室 2	1 時間につき	600 円		
	研修室 1・2	1 時間につき	900 円		
	大広間	貸切利用の場合	1 時間につき 2,000 円		
	調理室及び調理準備室	1 月につき	10,000 円		
	※栃木市農村振興総合センター 栃木市真名子夢ホール使用料				
農林関係施設 (1/4)	区分	午前 9 時から 午後 5 時まで	午後 5 時から 午後 10 時まで		
	市内の団体	無料			
	市内の個人	3,000 円	2,000 円		
	市外の団体	2,000 円	2,000 円		
	収益を目的とする場合	8,000 円	6,000 円		
	現行のとおりとする。 ただし、類似施設については、合併後再編する。				

No.	項 目	現 況		岩 舟 町	具体的な調整内容	
農林関係施設 (2/4)	栃木市大平農村婦人の家使用料	区分	使用料			
		農産加工室以外の施設		無料		
		午前 9 時から午後 1 時まで	840 円			
		午後 1 時から午後 5 時まで	840 円			
		午後 5 時から午後 9 時まで	840 円			
	栃木市西方農村婦人の家使用料	区分	使用料			
		農産加工室以外の施設		無料		
		午前 9 時から午後 5 時まで	2,000 円			
		午後 5 時から午後 9 時まで	1,000 円			
		栃木市大平西地区農産加工所使用料	利用時間	午後 9 時から午後 1 時まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 5 時から午後 9 時まで
利用区分	味噌等製造室		1,050 円	1,050 円	1,050 円	
菓子製造室	840 円		840 円	840 円		
漬物製造室	520 円		520 円	520 円		
栃木市藤岡農産加工センター使用料	利用時間		午前 9 時から午後 1 時から午後 5 時から午後 9 時から午後 5 時から午後 9 時まで			
	利用区分	市内の団体	510 円	510 円	2,060 円	
	市外の団体	1,030 円	1,030 円	2,060 円	3,090 円	
	その他	2,060 円	2,060 円	4,120 円	5,150 円	
	農産加工室	午前 9 時から午後 1 時から午後 5 時から午後 9 時から午後 5 時から午後 9 時まで				
栃木市西方農産加工所使用料	利用時間	6 時間以内	6 時間超			
	利用区分	ジャム加工室	3,000 円	4,500 円		
	ジュース加工室	3,000 円	4,500 円			
	漬物加工室	2,000 円	3,000 円			
	仕出加工室	3,000 円	4,500 円			
菓子加工室	3,000 円	4,500 円				
岩舟町ふるさとセンター使用料	利用時間	午前 9 時から午後 1 時から午後 5 時から午後 9 時から午後 5 時から午後 9 時まで				
	利用区分	町内の団体	1,050 円	1,050 円	1,050 円	
	町外の団体	2,100 円	2,100 円	2,100 円		
	その他	5,250 円	5,250 円	5,250 円		
	農産加工室	午前 9 時から午後 1 時から午後 5 時から午後 9 時から午後 5 時から午後 9 時まで				

No.	項 目	現 況		具体的な調整内容
		栃 木 市	岩 舟 町	
10	農林関係施設 (3/4)	栃木市真名子農産加工所使用料		
		利用区分	利用時間	午後9時から 午後1時から 午後5時まで 午後9時まで
		味噌等製造室	1,050円	1,050円
		菓子製造室	840円	840円
		漬物製造室	520円	520円
		道の駅みかも使用料		
		施設名	使用料	
		農産物直売室	毎月売上金額の5%相当額	
		農産物加工・販売室	毎月売上金額の5%相当額	
		地域食材供給室	毎月売上金額の5%相当額	
		物産館	毎月売上金額の5%相当額	
		その他の施設	毎月売上金額の5%相当額又は 5,000円のいずれか高い額	
		道の駅にししかた使用料		
		施設区分	販売品目	会員区分
		農産物直売所	農産物・農産物加工品等	1号会員 2号会員 3号会員
		農村レストラン	その他	1～3号会員
		交流物産館		
		その他の施設	—	—
		加入金	10,000円	10,000円
		使用料	販売額の15% 販売額の16% 販売額の20% 販売額の40%以内で 市長が別に定める額	1平方メートルにつき 日額1,000円。ただし、 市が指定した区画 にあつては、1区画に つき日額5,000円
		いわふねブルーツパークセンター使用料		
		施設名	使用料	
		パン工房	売上金額の6%	
		弁当工房	売上金額の6%	
		ジュース・アイス工房	売上金額の6%	
		農産物直売所	売上金額の2%	
		※下津原ルネッサンスセンター		
		※小野寺ルネッサンスセンター		
		※静和ふれあいの郷センター		

No.	項 目	現 況		具体的な調整内容		
		栃 木 市	岩 舟 町			
10 農林関係施設 (4/4)	栃木市出流ふれあいの森施設使用料 1 体験交流センター	施設名		使用料		
		区分				
		研修室	午前9時から午後1時まで		2,100 円	
			午後1時から午後5時まで		2,100 円	
			午後5時から午後9時まで		2,100 円	
		2 コテージ等				
		コテージ	大型 (12 人用)	宿泊利用	午後 3 時から翌日 午前 10 時まで	25,200 円
				休憩利用	午前 10 時 30 分から 午後 2 時 30 分まで	6,300 円
			小型 (6 人用)	宿泊利用	午後 3 時から翌日 午前 10 時まで	12,600 円
				休憩利用	午前 10 時 30 分から 午後 2 時 30 分まで	3,150 円
		キャンプ施設	オートキャンプ施設	テント貸出し (1 区画)	午前 10 時から翌日 午前 10 時まで	3,500 円
				テント持込み (1 区画)		2,500 円
			一般キャンプ施設	テント貸出し (1 張)		2,100 円
				テント持込み (1 張)		1,050 円
		バーベキュー施設	1 炉	午前 10 時から午後 4 時まで	1,050 円	
		わたらせふれあい市民農園利用料				
		1 区画30㎡				
		1区画 6,000円				
		2区画 10,000円				
		3区画 13,000円				

No.	項 目	現 況		具体的な調整内容
		栃 木 市	岩 舟 町	
11	公営住宅	栃木市営住宅等使用料	岩舟町営住宅使用料	栃木市の例により合併時に統合する。ただし公営住宅使用料については、家賃算出根拠である立地係数に差異があるため、岩舟町営住宅入居者分の家賃が上昇することから、緩和するための措置として各自治体で設定することが認められている利便性係数の調整による経過措置を講じる。
		[住宅名] [戸数] [家賃(月額)円] [利便性係数]	[住宅名] [戸数] [家賃(月額)円] [利便性係数]	
		川原田 118 22,300 44,600 1.00	西根南 4 5,700 28,500 0.60	
		片柳 96 4,400 9,900 0.76-0.86		
		川原田東 60 5,100 10,000 0.91		
		城内南 159 6,400 21,600 0.85-0.95		
		城内南第2 130 14,400 30,800 0.93-0.95		
		本町 20 18,100 27,500 0.93-0.95	立地係数 0.75	
		平井 16 18,100 27,600 0.88-0.90		
		城内 48 18,900 30,400 0.93-0.95		
		神田 8 16,500 24,600 0.95		
12	上下水道関係施設	川原田西 24 20,700 31,300 0.95		当該施設は、大岩藤浄化センターを建設する際に、地元住民の要望により建てられた施設であり、その経緯を踏まえ、料金は現行のとおりとし、合併後に社会教育施設に再編することとする。
		菰部 6 20,700 30,700 1.00		
		大宮 130 18,900 42,300 0.98-1.00		
		平柳 36 20,900 39,100 1.00		
		西水代 10 6,500 9,700 0.73→0.64 (※)		
		仲町 12 1,000 2,600 0.75		
		南山 29 1,700 4,600 0.70		
		荒立 40 4,600 8,300 0.70		
		都賀 4 10,900 16,300 0.67		
		計 946		
		立地係数 0.85		
12	上下水道関係施設	※経過措置		当該施設は、大岩藤浄化センターを建設する際に、地元住民の要望により建てられた施設であり、その経緯を踏まえ、料金は現行のとおりとし、合併後に社会教育施設に再編することとする。
		栃木市藤岡城山コミュニティセンター使用料		
		区分 9時～12時 12時～17時 17時～22時		
		ホール1(中) 200円 300円 400円		
		ホール2(小) 100円 200円 300円		
		和室 100円 200円 300円		
		調理実習室 300円 400円 600円		
		健康コーナー 1人1時間につき 100円		
		シャワー 1人1回につき 100円		
			—	

No.	項 目	現 況	具体的な調整内容
		栃 木 市	岩 舟 町
	学校施設	学校施設使用料（体育施設・夜間照明・特別教室）（栃木地域）	学校施設使用料（体育施設・夜間照明）
		開放施設	施設名
		体育館・武道場	体育館
		校庭夜間照明施設	半面
		特別教室	2階卓球場全面
			剣道場
			柔道場
			弓道場
			全面
			2階卓球場全面
			全面
			半面
			夜間照明施設
			体育館
			体育館
			夜間照明施設
			全面
			全面
			全面
			全面
			全面
			全面
			全面
			全面
			全面
			全面
			全面
			全面
			全面
			全面
			全面
			全面
			全面
			全面
			全面
			全面
			全面
			全面
			全面
			全面
			全面
			全面
			全面
			全面
			全面
			全面
			全面
			全面
			全面
			全面
			全面
			全面
			全面
			全面
			全面
			全面
			全面
			全面
			全面
			全面
			全面
			全面
			全面
			全面
			全面
			全面
			全面
			全面
			全面
			全面
			全面
			全面
			全面
			全面
			全面
			全面
			全面
			全面
			全面
			全面
			全面
			全面
			全面
			全面
			全面
			全面
			全面
			全面
			全面
			全面
			全面
			全面
			全面
			全面
			全面
			全面
			全面
			全面
			全面
			全面
			全面
			全面
			全面
			全面
			全面
			全面
			全面
			全面
			全面
			全面
			全面
			全面
			全面
			全面
			全面
			全面
			全面
			全面
			全面
			全面
			全面
			全面
			全面
			全面
			全面
			全面
			全面
			全面
			全面
			全面
			全面
			全面
			全面
			全面
			全面
			全面
			全面
			全面
			全面
			全面
			全面
			全面
			全面
			全面
			全面
			全面
			全面
			全面
			全面
			全面
			全面
			全面
			全面
			全面
			全面
			全面
			全面
			全面
			全面
			全面
			全面
			全面
			全面
			全面
			全面
			全面
			全面
			全面
			全面
			全面
			全面
			全面
			全面
			全面
			全面
			全面
			全面
			全面
			全面
			全面
			全面
			全面
			全面
			全面
			全面
			全面
			全面
			全面
			全面
			全面
			全面
			全面
			全面
			全面
			全面
			全面
			全面
			全面
			全面
			全面
			全面
			全面
			全面
			全面
			全面
			全面
			全面
			全面
			全面
			全面
			全面
			全面
			全面
			全面
			全面
			全面
			全面
			全面
			全面
			全面
			全面
			全面
			全面
			全面
			全面
			全面
			全面
			全面
			全面
			全面
			全面
			全面
			全面
			全面
			全面
			全面
			全面
			全面
			全面
			全面
			全面
			全面
			全面
			全面
			全面
			全面
			全面
			全面
			全面
			全面
			全面
			全面
			全面
			全面
			全面
			全面
			全面
			全面
			全面
	</		

No.	項 目	現 況		具体的な調整内容																																			
		栃 木 市	岩 舟 町																																				
14	体育施設 (1/7)	栃木市大平体育館使用料		栃木市の例により合併時に統合する。																																			
		<table><tr><th rowspan="2">個人</th><th rowspan="2">中学生以下</th><th rowspan="2">高校生</th><th rowspan="2">一般</th><th>午前9時から正午まで</th><th>正午から午後5時まで</th><th>午後5時から午後10時まで</th></tr><tr><td>免除</td><td>免除</td><td>免除</td></tr><tr><td rowspan="3">普通</td><td rowspan="3">スポーツに利用する団体</td><td>中学生以下</td><td>免除</td><td>免除</td><td>免除</td><td>免除</td></tr><tr><td>高校生</td><td>630 円</td><td>840 円</td><td>1,050 円</td></tr><tr><td>一般</td><td>1,050 円</td><td>1,470 円</td><td>1,780 円</td></tr><tr><td rowspan="2">占用</td><td colspan="3">入場料を徴収しない場合</td><td>8,400 円</td><td>13,650 円</td><td>26,250 円</td></tr><tr><td colspan="3">入場料を徴収する場合</td><td>21,000 円</td><td>31,500 円</td><td>52,500 円</td></tr></table>			個人	中学生以下	高校生	一般	午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後10時まで	免除	免除	免除	普通	スポーツに利用する団体	中学生以下	免除	免除	免除	免除	高校生	630 円	840 円	1,050 円	一般	1,050 円	1,470 円	1,780 円	占用	入場料を徴収しない場合			8,400 円	13,650 円	26,250 円	入場料を徴収する場合		
個人	中学生以下	高校生	一般	午前9時から正午まで					正午から午後5時まで	午後5時から午後10時まで																													
				免除	免除	免除																																	
普通	スポーツに利用する団体	中学生以下	免除	免除	免除	免除																																	
		高校生	630 円	840 円	1,050 円																																		
		一般	1,050 円	1,470 円	1,780 円																																		
占用	入場料を徴収しない場合			8,400 円	13,650 円	26,250 円																																	
	入場料を徴収する場合			21,000 円	31,500 円	52,500 円																																	
		栃木市大平南体育館使用料																																					
		<table><tr><th rowspan="2">個人</th><th rowspan="2">中学生以下</th><th rowspan="2">高校生</th><th rowspan="2">一般</th></tr></table>		個人	中学生以下	高校生	一般	午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後10時まで																													
個人	中学生以下	高校生	一般																																				
				免除	免除	免除																																	
普通	スポーツに利用する団体	中学生以下	免除	免除	免除	免除																																	
		高校生	630 円	840 円	1,050 円																																		
		一般	1,050 円	1,470 円	1,780 円																																		
占用	入場料を徴収しない場合			8,400 円	13,650 円	26,250 円																																	
	入場料を徴収する場合			21,000 円	31,500 円	52,500 円																																	
ミッドレンジールム	中学生以下	高校生	310 円	310 円	310 円	310 円																																	
		一般	520 円	520 円	520 円	520 円																																	
		免除	免除	免除	免除																																		

No.	項 目	現 況		具体的な調整内容
		栃 木 市		
14 体育施設 (3/7)	2 附属設備使用料			

No.	項 目	現 況		具体的な調整内容																													
		栃 木 市	岩 舟 町																														
14 体育施設 (4/7)		<table><tr><th rowspan="2">区分</th><th colspan="2">使用料区分</th></tr><tr><th>一般(1時間当たり)</th><th>高校生以下(1時間当たり)</th></tr><tr><td rowspan="2">部分利用</td><td>アリーナ(半面)</td><td>500 円</td><td>150 円</td></tr><tr><td>サブアリーナ(半面)</td><td>250 円</td><td>100 円</td></tr><tr><td rowspan="2">冷暖房</td><td>アリーナ</td><td>2,400 円</td><td></td></tr><tr><td>サブアリーナ</td><td>1,200 円</td><td></td></tr><tr><td>シャワー(温水シャワー)</td><td colspan="2">1 人につき 100 円</td></tr><tr><td>音響設備</td><td>600 円</td><td>250 円</td></tr></table>	区分	使用料区分		一般(1時間当たり)	高校生以下(1時間当たり)	部分利用	アリーナ(半面)	500 円	150 円	サブアリーナ(半面)	250 円	100 円	冷暖房	アリーナ	2,400 円		サブアリーナ	1,200 円		シャワー(温水シャワー)	1 人につき 100 円		音響設備	600 円	250 円						
		区分		使用料区分																													
			一般(1時間当たり)	高校生以下(1時間当たり)																													
		部分利用	アリーナ(半面)	500 円	150 円																												
			サブアリーナ(半面)	250 円	100 円																												
		冷暖房	アリーナ	2,400 円																													
			サブアリーナ	1,200 円																													
		シャワー(温水シャワー)	1 人につき 100 円																														
		音響設備	600 円	250 円																													
		栃木市三鴨スポーツ広場使用料			岩舟町民野球場使用料 (ソフトボール場は夜間照明有り)																												
		<table><tr><th colspan="2">区分</th><th>金額</th></tr><tr><td rowspan="2">占用利用</td><td>午前(午前9時から正午まで)</td><td>1,030 円</td></tr><tr><td>午後(正午から午後5時まで)</td><td>1,540 円</td></tr></table>	区分		金額	占用利用	午前(午前9時から正午まで)	1,030 円	午後(正午から午後5時まで)	1,540 円		<table><tr><th>利用区分</th><th>使用料</th></tr><tr><td>野球場</td><td>1 時間につき 300 円</td></tr><tr><td>ソフトボール場</td><td>1 時間につき 300 円</td></tr><tr><td>夜間照明施設</td><td>1 回につき 2,620 円</td></tr></table>	利用区分	使用料	野球場	1 時間につき 300 円	ソフトボール場	1 時間につき 300 円	夜間照明施設	1 回につき 2,620 円													
		区分		金額																													
		占用利用	午前(午前9時から正午まで)	1,030 円																													
	午後(正午から午後5時まで)		1,540 円																														
利用区分	使用料																																
野球場	1 時間につき 300 円																																
ソフトボール場	1 時間につき 300 円																																
夜間照明施設	1 回につき 2,620 円																																
栃木市都賀市民運動場使用料			岩舟町テニスコート使用料																														
<table><tr><th rowspan="2">区分</th><th>午前9時から午後5時まで</th><th>午後7時から午後10時まで</th><th rowspan="2">備考</th></tr><tr><th>1 時間当たり</th><th>30 分当たり</th></tr><tr><td>運動場 A・B(1 面)</td><td>200 円</td><td></td><td rowspan="6">市 外 者 は 1.5 倍の額 ベース、石 灰、ライン 引きはセッ トで使用料 400 円(希望 者) ナイターは 暗証番号登 録制</td></tr><tr><td>運動場サッカー(全面)</td><td>400 円</td><td></td></tr><tr><td rowspan="5">夜 間 照 明</td><td>全面96 灯 イベント用</td><td>2,000 円</td></tr><tr><td>全面64 灯 サッカー試合用</td><td>1,200 円</td></tr><tr><td>半面32 灯 サッカー練習用</td><td>600 円</td></tr><tr><td>半面16 灯 サッカー練習用</td><td>300 円</td></tr><tr><td>1 面 ソフトボール用</td><td>1,000 円</td></tr><tr><td>全面8 灯 陸上の練習用</td><td>150 円</td><td></td></tr></table>	区分	午前9時から午後5時まで	午後7時から午後10時まで	備考	1 時間当たり	30 分当たり	運動場 A・B(1 面)	200 円		市 外 者 は 1.5 倍の額 ベース、石 灰、ライン 引きはセッ トで使用料 400 円(希望 者) ナイターは 暗証番号登 録制	運動場サッカー(全面)	400 円		夜 間 照 明	全面96 灯 イベント用	2,000 円	全面64 灯 サッカー試合用	1,200 円	半面32 灯 サッカー練習用	600 円	半面16 灯 サッカー練習用	300 円	1 面 ソフトボール用	1,000 円	全面8 灯 陸上の練習用	150 円			<table><tr><th>利用区分</th><th>使用料</th></tr><tr><td>1 面当たり</td><td>1 時間につき 520 円</td></tr></table>	利用区分	使用料	1 面当たり	1 時間につき 520 円
区分		午前9時から午後5時まで	午後7時から午後10時まで		備考																												
	1 時間当たり	30 分当たり																															
運動場 A・B(1 面)	200 円		市 外 者 は 1.5 倍の額 ベース、石 灰、ライン 引きはセッ トで使用料 400 円(希望 者) ナイターは 暗証番号登 録制																														
運動場サッカー(全面)	400 円																																
夜 間 照 明	全面96 灯 イベント用	2,000 円																															
	全面64 灯 サッカー試合用	1,200 円																															
	半面32 灯 サッカー練習用	600 円																															
	半面16 灯 サッカー練習用	300 円																															
	1 面 ソフトボール用	1,000 円																															
全面8 灯 陸上の練習用	150 円																																
利用区分	使用料																																
1 面当たり	1 時間につき 520 円																																

No.	項 目	現 況		具体的な調整内容
		栃 木 市		
14 体育施設 (5/7)	栃木市つがスポーツ公園運動場使用料	区分	午後 7 時(弓道場は午後 5 時)から午後 10 時まで	備考
			1 時間当たり	
		野球場 A・B(1 面)	300 円	市外者は 1.5 倍の額 ベース、石灰、ライン引きはセットで使用料 400 円(希望者)
		ソフトボール場 C・D(1 面)	300 円	
		サッカー試合(全面)	1,200 円	
		サッカー練習(半面)	600 円	
		テニスコート(1 面)	400 円	
		"(夜間照明)	800 円	
		弓道場	1 人につき 50 円 1 人につき 60 円	
		栃木市西方北グラウンド使用料		
		区分	一般使用料(1 時間当たり)	
		野球(ソフトボール)場	1 面につき 400 円	
		栃木市西方南グラウンド使用料		
		区分	一般使用料(1 時間当たり)	
	野球(ソフトボール)場	1 面につき 400 円		
	ゲートボールコート	無料		
	栃木市真名子運動広場使用料			
	区分	一般使用料(1 時間当たり)		
	ソフトボール場	1 面につき 400 円		
	サッカー場	1 面につき 400 円		

No.	項 目	現 況		具体的な調整内容					
		栃 木 市	岩 舟 町						
体育施設 (6/7)	栃木市大平武道館使用料	個人	中学生以下	免除	午前9時から正午まで	免除	午後5時から午後10時まで	免除	使用料
			高校生	30円	30円	30円	30円	210円	
		普通	一般	50円	50円	50円	50円	100円	
			スポーツに利用する団体	免除	免除	免除	免除	210円	
			中学生以下	210円	310円	420円	400円		
		占用	高校生	310円	520円	630円	500円		
			一般	2,830円	4,510円	8,710円	2,100円		
			入場料を徴収しない場合	7,030円	10,500円	16,800円	3,150円		
		入場料を徴収する場合	免除	免除	免除	免除	免除		
			免除	免除	免除	免除	免除		
		個人	中学生以下	免除	免除	免除	免除	免除	
			高校生	30円	30円	30円	30円	210円	
		普通	一般	50円	50円	50円	50円	100円	
	スポーツに利用する団体		免除	免除	免除	免除	210円		
占用	中学生以下	210円	310円	420円	400円	210円			
	高校生	310円	520円	630円	500円	210円			
一般	2,830円	4,510円	8,710円	2,100円	3,150円				
	入場料を徴収しない場合	7,030円	10,500円	16,800円	3,150円				
入場料を徴収する場合	免除	免除	免除	免除	免除	免除			
	免除	免除	免除	免除	免除	免除			
個人	中学生以下	免除	免除	免除	免除	免除			
	高校生	30円	30円	30円	30円	210円			
普通	一般	50円	50円	50円	50円	100円			
	スポーツに利用する団体	免除	免除	免除	免除	210円			
占用	中学生以下	210円	310円	420円	400円	210円			
	高校生	310円	520円	630円	500円	210円			
一般	2,830円	4,510円	8,710円	2,100円	3,150円				
	入場料を徴収しない場合	7,030円	10,500円	16,800円	3,150円				
入場料を徴収する場合	免除	免除	免除	免除	免除	免除			
	免除	免除	免除	免除	免除	免除			
個人	中学生以下	免除	免除	免除	免除	免除			
	高校生	30円	30円	30円	30円	210円			
普通	一般	50円	50円	50円	50円	100円			
	スポーツに利用する団体	免除	免除	免除	免除	210円			
占用	中学生以下	210円	310円	420円	400円	210円			
	高校生	310円	520円	630円	500円	210円			
一般	2,830円	4,510円	8,710円	2,100円	3,150円				
	入場料を徴収しない場合	7,030円	10,500円	16,800円	3,150円				
入場料を徴収する場合	免除	免除	免除	免除	免除	免除			
	免除	免除	免除	免除	免除	免除			
個人	中学生以下	免除	免除	免除	免除	免除			
	高校生	30円	30円	30円	30円	210円			
普通	一般	50円	50円	50円	50円	100円			
	スポーツに利用する団体	免除	免除	免除	免除	210円			
占用	中学生以下	210円	310円	420円	400円	210円			
	高校生	310円	520円	630円	500円	210円			
一般	2,830円	4,510円	8,710円	2,100円	3,150円				
	入場料を徴収しない場合	7,030円	10,500円	16,800円	3,150円				
入場料を徴収する場合	免除	免除	免除	免除	免除	免除			
	免除	免除	免除	免除	免除	免除			
個人	中学生以下	免除	免除	免除	免除	免除			
	高校生	30円	30円	30円	30円	210円			
普通	一般	50円	50円	50円	50円	100円			
	スポーツに利用する団体	免除	免除	免除	免除	210円			
占用	中学生以下	210円	310円	420円	400円	210円			
	高校生	310円	520円	630円	500円	210円			
一般	2,830円	4,510円	8,710円	2,100円	3,150円				
	入場料を徴収しない場合	7,030円	10,500円	16,800円	3,150円				
入場料を徴収する場合	免除	免除	免除	免除	免除	免除			
	免除	免除	免除	免除	免除	免除			
個人	中学生以下	免除	免除	免除	免除	免除			
	高校生	30円	30円	30円	30円	210円			
普通	一般	50円	50円	50円	50円	100円			
	スポーツに利用する団体	免除	免除	免除	免除	210円			
占用	中学生以下	210円	310円	420円	400円	210円			
	高校生	310円	520円	630円	500円	210円			
一般	2,830円	4,510円	8,710円	2,100円	3,150円				
	入場料を徴収しない場合	7,030円	10,500円	16,800円	3,150円				
入場料を徴収する場合	免除	免除	免除	免除	免除	免除			
	免除	免除	免除	免除	免除	免除			
個人	中学生以下	免除	免除	免除	免除	免除			
	高校生	30円	30円	30円	30円	210円			
普通	一般	50円	50円	50円	50円	100円			
	スポーツに利用する団体	免除	免除	免除	免除	210円			
占用	中学生以下	210円	310円	420円	400円	210円			
	高校生	310円	520円	630円	500円	210円			
一般	2,830円	4,510円	8,710円	2,100円	3,150円				
	入場料を徴収しない場合	7,030円	10,500円	16,800円	3,150円				
入場料を徴収する場合	免除	免除	免除	免除	免除	免除			
	免除	免除	免除	免除	免除	免除			
個人	中学生以下	免除	免除	免除	免除	免除			
	高校生	30円	30円	30円	30円	210円			
普通	一般	50円	50円	50円	50円	100円			
	スポーツに利用する団体	免除	免除	免除	免除	210円			
占用	中学生以下	210円	310円	420円	400円	210円			
	高校生	310円	520円	630円	500円	210円			
一般	2,830円	4,510円	8,710円	2,100円	3,150円				
	入場料を徴収しない場合	7,030円	10,500円	16,800円	3,150円				
入場料を徴収する場合	免除	免除	免除	免除	免除	免除			
	免除	免除	免除	免除	免除	免除			
個人	中学生以下	免除	免除	免除	免除	免除			
	高校生	30円	30円	30円	30円	210円			
普通	一般	50円	50円	50円	50円	100円			
	スポーツに利用する団体	免除	免除	免除	免除	210円			
占用	中学生以下	210円	310円	420円	400円	210円			
	高校生	310円	520円	630円	500円	210円			
一般	2,830円	4,510円	8,710円	2,100円	3,150円				
	入場料を徴収しない場合	7,030円	10,500円	16,800円	3,150円				
入場料を徴収する場合	免除	免除	免除	免除	免除	免除			
	免除	免除	免除	免除	免除	免除			
個人	中学生以下	免除	免除	免除	免除	免除			
	高校生	30円	30円	30円	30円	210円			
普通	一般	50円	50円	50円	50円	100円			
	スポーツに利用する団体	免除	免除	免除	免除	210円			
占用	中学生以下	210円	310円	420円	400円	210円			
	高校生	310円	520円	630円	500円	210円			
一般	2,830円	4,510円	8,710円	2,100円	3,150円				
	入場料を徴収しない場合	7,030円	10,500円	16,800円	3,150円				
入場料を徴収する場合	免除	免除	免除	免除	免除	免除			
	免除	免除	免除	免除	免除	免除			
個人	中学生以下	免除	免除	免除	免除	免除			
	高校生	30円	30円	30円	30円	210円			
普通	一般	50円	50円	50円	50円	100円			
	スポーツに利用する団体	免除	免除	免除	免除	210円			
占用	中学生以下	210円	310円	420円	400円	210円			
	高校生	310円	520円	630円	500円	210円			
一般	2,830円	4,510円	8,710円	2,100円	3,150円				
	入場料を徴収しない場合	7,030円	10,500円	16,800円	3,150円				
入場料を徴収する場合	免除	免除	免除	免除	免除	免除			
	免除	免除	免除	免除	免除	免除			
個人	中学生以下	免除	免除	免除	免除	免除			
	高校生	30円	30円	30円	30円	210円			
普通	一般	50円	50円	50円	50円	100円			
	スポーツに利用する団体	免除	免除	免除	免除	210円			
占用	中学生以下	210円	310円	420円	400円	210円			
	高校生	310円	520円	630円	500円	210円			
一般	2,830円	4,510円	8,710円	2,100円	3,150円				
	入場料を徴収しない場合	7,030円	10,500円	16,800円	3,150円				
入場料を徴収する場合	免除	免除	免除	免除	免除	免除			
	免除	免除	免除	免除	免除	免除			
個人	中学生以下	免除	免除	免除	免除	免除			
	高校生	30円	30円	30円	30円	210円			
普通	一般	50円	50円	50円	50円	100円			
	スポーツに利用する団体	免除	免除	免除	免除	210円			
占用	中学生以下	210円	310円	420円	400円	210円			
	高校生	310円	520円	630円	500円	210円			
一般	2,830円	4,510円	8,710円	2,100円	3,150円				
	入場料を徴収しない場合	7,030円	10,500円	16,800円	3,150円				
入場料を徴収する場合	免除	免除	免除	免除	免除	免除			
	免除	免除	免除	免除	免除	免除			
個人	中学生以下	免除	免除	免除	免除	免除			
	高校生	30円	30円	30円	30円	210円			
普通	一般	50円	50円	50円	50円	100円			
	スポーツに利用する団体	免除	免除	免除	免除	210円			
占用	中学生以下	210円	310円	420円	400円	210円			
	高校生	310円	520円	630円	500円	210円			
一般	2,830円	4,510円	8,710円	2,100円	3,150円				
	入場料を徴収しない場合	7,030円	10,500円	16,800円	3,150円				
入場料を徴収する場合	免除	免除	免除	免除	免除	免除			
	免除	免除	免除	免除	免除	免除			
個人	中学生以下	免除	免除	免除	免除	免除			
	高校生	30円	30円	30円	30円	210円			
普通	一般	50円	50円	50円	50円	100円			
	スポーツに利用する団体	免除	免除	免除	免除	210円			
占用	中学生以下	210円	310円	420円	400円	210円			
	高校生	310円	520円	630円	500円	210円			
一般	2,830円	4,510円	8,710円	2,100円	3,150円				
	入場料を徴収しない場合	7,030円	10,500円	16,800円	3,150円				
入場料を徴収する場合	免除	免除	免除	免除	免除	免除			
	免除	免除	免除	免除	免除	免除			
個人	中学生以下	免除	免除	免除	免除	免除			
	高校生	30円	30円	30円	30円	210円			
普通	一般	50円	50円	50円	50円	100円			
	スポーツに利用する団体	免除	免除	免除	免除	210円			
占用	中学生以下	210円	310円	420円	400円	210円			
	高校生	310円	520円	630円	500円	210円			
一般	2,830円	4,510円	8,710円	2,100円	3,150円				
	入場料を徴収しない場合	7,030円	10,500円	16,800円	3,150円				
入場料を徴収する場合	免除	免除	免除	免除	免除	免除			
	免除	免除	免除	免除	免除	免除			
個人	中学生以下	免除	免除	免除	免除	免除			
	高校生	30円	30円	30円	30円	210円			
普通	一般	50円	50円	50円	50円	100円			
	スポーツに利用する団体	免除	免除	免除	免除	210円			
占用	中学生以下	210円	310円	420円	400円	210円			
	高校生	310円	520円	630円	500円	210円			
一般	2,830円	4,510円	8,710円	2,100円	3,150円				
	入場料を徴収しない場合	7,030円	10,500円	16,800円	3,150円				
入場料を徴収する場合	免除	免除	免除	免除	免除	免除			
	免除	免除	免除	免除	免除	免除			
個人	中学生以下	免除	免除	免除	免除	免除			
	高校生	30円	30円	30円	30円	210円			
普通	一般	50円	50円	50円	50円	100円			
	スポーツに利用する団体	免除	免除	免除	免除	210円			
占用	中学生以下	210円	310円	420円	400円	210円			
	高校生	310円	520円	630円	500円	210円			
一般	2,830円	4,510円	8,710円	2,100円	3,150円				
	入場料を徴収しない場合	7,030円	10,500円	16,800円	3,150円				
入場料を徴収する場合	免除	免除	免除	免除	免除	免除			
	免除	免除	免除	免除	免除	免除			
個人	中学生以下	免除	免除	免除	免除	免除			
	高校生	30円	30円	30円	30円	210円			
普通	一般	50円	50円	50円	50円	100円			
	スポーツに利用する団体	免除	免除	免除	免除	210円			
占用	中学生以下	210円	310円	420円	400円	210円			
	高校生	310円	520円	630円	500円	210円			
一般	2,830円	4,510円	8,710円	2,100円	3,150円				
	入場料を徴収しない場合	7,030円	10,500円	16,800円	3,150円				
入場料を徴収する場合	免除	免除	免除	免除	免除	免除			
	免除	免除	免除	免除	免除	免除			
個人	中学生以下	免除	免除	免除	免除	免除			
	高校生	30円	30円	30円	30円	210円			
普通	一般	50円	50円	50円	50円	100円			
	スポーツに利用する団体	免除	免除	免除	免除	210円			
占用	中学生以下	210円	310円	420円	400円	210円			
	高校生	310円	520円	630円	500円	210円			
一般	2,830円	4,510円	8,710円	2,100円	3,150円				
	入場料を徴収しない場合	7,030円	10,500円	16,800円	3,150円				
入場料を徴収する場合	免除	免除	免除	免除	免除	免除			
	免除	免除	免除	免除	免除	免除			
個人	中学生以下	免除	免除	免除	免除	免除			
	高校生	30円	30円	30円	30円	210円			
普通	一般	50円	50円	50円	50円	100円			
	スポーツに利用する団体	免除	免除	免除	免除	210円			
占用	中学生以下	210円	310円	420円	400円	210円			
	高校生	310円	520円	630円	500円	210円			
一般	2,830円	4,510円	8,710円	2,100円	3,150円				
	入場料を徴収しない場合	7,030円	10,500円	16,800円	3,150円				
入場料を徴収する場合	免除	免除	免除	免除	免除	免除			
	免除	免除	免除	免除	免除	免除			
個人	中学生以下	免除	免除	免除	免除	免除			
	高校生	30円	30円	30円	30円	210円			
普通									

No.	項 目	現 況		具体的な調整内容	
		栃 木 市			
14 体育施設 (7/7)		栃木市木コミュニティセンター使用料			
		区分	午前9時から 午後5時まで 1時間当たり	午後5時から 午後10時まで 1時間当たり	備考
		研修室	200円	300円	市外者は1.5倍の額 運営委員会に入っている自治会チーム等が運動場を利用するときは無料とする。(原宿上・原宿下・木の北・木の西・木の東)
		体育館	200円	200円	
		運動場	200円		
		栃木市都賀南部コミュニティセンター使用料			
		区分	午前9時から 午後5時まで 1時間当たり	午後5時から 午後10時まで 1時間当たり	備考
		研修室	200円	300円	市外者は1.5倍の額 運営委員会に入っている自治会チーム等が運動場を利用するときは無料とする。(合戦場・平川・升塚・下新田)
		体育館(半面)	200円	200円	
		" (全面)	400円	400円	
		運動場	200円		
		栃木市大柵コミュニティセンター使用料			
		区分	午前9時から 午後5時から 午後10時まで 1時間当たり	午後5時から 午後10時まで 1時間当たり	備考
		会議室	200円	300円	市外者は1.5倍の額
和室(1)	200円	300円			
" (2)	200円	300円			
体育館	200円	200円			
体験学習館	200円	300円			
野外炊飯場、洗場	—	—			
お風呂	1人1泊 100円				
宿泊	1人1泊 50円				

No.	項 目	現 況		具体的な調整内容
		栃 木 市	岩 舟 町	
公民館 (1/7)	公民館 (1/7)	岩舟町公民館使用料		
		時間		
		区分	9 時～17 時	17 時～22 時
		第 1 会議室	100 円	210 円
		第 2 会議室	100 円	210 円
		第 3 会議室	100 円	210 円
		講義室	210 円	420 円
		和室 1	100 円	210 円
		和室 2	100 円	210 円
		和室 3	100 円	210 円
		実習室	210 円	420 円
		ロビー (展示スペース)	210 円	420 円
		栃木市栃木公民館使用料		
		区分		
		料金を徴収しない場合		
午後 9 時から午後 0 時まで				
午後 0 時から午後 5 時まで				
午後 5 時から午後 10 時まで				
3, 200 円				
6, 450 円				
6, 450 円				
9, 700 円				
11, 300 円				
1, 300 円				
1, 300 円				
750 円				
1, 300 円				
1, 900 円				
1, 050 円				
1, 500 円				
320 円				
540 円				
650 円				
栃木市大宮公民館使用料				
区分				
午前 9 時から午後 0 時まで				
午後 0 時から午後 5 時まで				
午後 5 時から午後 10 時まで				
1, 500 円				
2, 300 円				
2, 700 円				
800 円				
1, 200 円				
1, 400 円				
300 円				
400 円				
500 円				
400 円				
600 円				
700 円				
1, 000 円				
1, 500 円				
1, 800 円				
1, 100 円				
1, 700 円				
2, 100 円				
400 円				
600 円				
700 円				
400 円				
600 円				
700 円				
栃木市皆川公民館使用料				
区分				
午前 9 時から午後 0 時まで				
午後 0 時から午後 5 時まで				
午後 5 時から午後 10 時まで				
870 円				
1, 300 円				
1, 500 円				
870 円				
1, 300 円				
1, 500 円				
1, 950 円				
2, 900 円				
3, 500 円				
980 円				
1, 400 円				
1, 600 円				
430 円				
650 円				
760 円				

No.	項 目	現 況			具体的な調整内容
		栃 木 市			
15	公民館 (2/7)	栃木市吹上公民館使用料			
		区分	午前9時から 午後0時まで	午後0時から 午後5時まで	午後5時から 午後10時まで
		大交流室	2,000円	3,100円	3,700円
		中会議室	800円	1,300円	1,500円
		小会議室	500円	700円	800円
		講座室	700円	1,100円	1,300円
		和室1	300円	500円	600円
		和室2	300円	500円	600円
		調理実習室	700円	1,100円	1,300円
		栃木市寺尾公民館使用料			
		区分	午前9時から 午後0時まで	午後0時から 午後5時まで	午後5時から 午後10時まで
		大交流室	2,600円	3,900円	4,700円
		調理実習室	900円	1,400円	1,700円
		研修室	700円	1,100円	1,300円
		和室	600円	900円	1,100円
		会議室	700円	1,000円	1,300円
		栃木市国府公民館使用料			
		区分	午前9時から 午後0時まで	午後0時から 午後5時まで	午後5時から 午後10時まで
		大交流室	2,500円	3,700円	4,500円
		中会議室	900円	1,400円	1,600円
		小会議室	500円	800円	900円
		講座室	900円	1,400円	1,600円
		和室1	300円	500円	600円
		和室2	300円	500円	600円
		調理実習室	700円	1,100円	1,300円

No.

項目

公民館
(3/7)

現況

栃木市

岩舟町

具体的な調整内容

15

公民館
(3/7)

栃木市大平公民館使用料

区分	午前9時から 午後0時まで	午後1時から 午後3時まで	午後3時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで	午前9時から 午後10時まで
視聴覚室	630円	420円	420円	1,680円	3,150円
1階					
第1・第2研修室(和室)	630円	420円	420円	1,680円	3,150円
調理実習室	630円	420円	420円	1,680円	3,150円
第1会議室	630円	420円	420円	1,680円	3,150円
第2会議室	630円	420円	420円	1,680円	3,150円
第3会議室	520円	360円	360円	1,360円	2,620円
第4会議室	520円	360円	360円	1,360円	2,620円
2階					
第3・4研修室(和室)	630円	420円	420円	1,680円	3,150円

栃木市藤岡公民館使用料

区分	午前9時から 午後0時まで	午後0時から 午後5時まで	午後5時から 午後10時まで
1階			
第1会議室	180円	310円	420円
第2会議室	120円	210円	310円
研修室	180円	310円	420円
視聴覚室	180円	310円	420円
調理実習室	440円	730円	930円
2階			
大会議室2	440円	730円	930円
大広間	500円	700円	900円
和室1	100円	200円	300円
和室2	100円	200円	300円
大会議室1	500円	700円	900円
3階			
中会議室	200円	300円	400円
和室3	100円	200円	300円

No.	項 目	現 況		具体的な調整内容																																								
		栃 木 市																																										
15	公民館 (4/7)	栃木市都賀公民館使用料																																										
		<table><thead><tr><th colspan="2">区 分</th><th>午前 9 時から 午後 5 時まで</th><th>午後 5 時から 午後 10 時まで</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="2">1 階</td><td>講堂</td><td>1 時間につき</td><td>300 円</td></tr><tr><td>生活自習室</td><td>1 時間につき</td><td>300 円</td></tr><tr><td rowspan="8">2 階</td><td>研修室(1)</td><td>1 時間につき</td><td>200 円</td></tr><tr><td>" (2)</td><td>1 時間につき</td><td>200 円</td></tr><tr><td>和室(1)</td><td>1 時間につき</td><td>200 円</td></tr><tr><td>" (2)</td><td>1 時間につき</td><td>200 円</td></tr><tr><td>会議室</td><td>1 時間につき</td><td>200 円</td></tr><tr><td>" (2)</td><td>1 時間につき</td><td>200 円</td></tr></tbody></table> (付属器具使用料) <table><thead><tr><th>器具名</th><th>単位</th><th>使用料</th></tr></thead><tbody><tr><td>ピアノ</td><td>1 台 1 回につき</td><td>1,000 円</td></tr></tbody></table>		区 分		午前 9 時から 午後 5 時まで	午後 5 時から 午後 10 時まで	1 階	講堂	1 時間につき	300 円	生活自習室	1 時間につき	300 円	2 階	研修室(1)	1 時間につき	200 円	" (2)	1 時間につき	200 円	和室(1)	1 時間につき	200 円	" (2)	1 時間につき	200 円	会議室	1 時間につき	200 円	" (2)	1 時間につき	200 円	器具名	単位	使用料	ピアノ	1 台 1 回につき	1,000 円					
区 分		午前 9 時から 午後 5 時まで	午後 5 時から 午後 10 時まで																																									
1 階	講堂	1 時間につき	300 円																																									
	生活自習室	1 時間につき	300 円																																									
2 階	研修室(1)	1 時間につき	200 円																																									
	" (2)	1 時間につき	200 円																																									
	和室(1)	1 時間につき	200 円																																									
	" (2)	1 時間につき	200 円																																									
	会議室	1 時間につき	200 円																																									
	" (2)	1 時間につき	200 円																																									
	器具名	単位	使用料																																									
	ピアノ	1 台 1 回につき	1,000 円																																									
栃木市西方公民館使用料																																												
<table><thead><tr><th colspan="2">区 分</th><th>午前 9 時から 午後 0 時まで</th><th>午後 0 時から 午後 5 時まで</th><th>午後 5 時から 午後 10 時まで</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="5">1 階</td><td>講堂</td><td>1,500 円</td><td>2,300 円</td><td>3,000 円</td></tr><tr><td>会議室</td><td>500 円</td><td>700 円</td><td>1,000 円</td></tr><tr><td>相談室</td><td>500 円</td><td>600 円</td><td>800 円</td></tr><tr><td>視聴覚室</td><td>500 円</td><td>600 円</td><td>800 円</td></tr><tr><td>調理実習室</td><td>800 円</td><td>1,200 円</td><td>1,500 円</td></tr><tr><td rowspan="4">2 階</td><td>会議室(大)</td><td>600 円</td><td>800 円</td><td>1,000 円</td></tr><tr><td>会議室(小)</td><td>500 円</td><td>600 円</td><td>800 円</td></tr><tr><td>研修室</td><td>500 円</td><td>700 円</td><td>1,000 円</td></tr><tr><td>和室</td><td>500 円</td><td>600 円</td><td>800 円</td></tr></tbody></table>		区 分		午前 9 時から 午後 0 時まで	午後 0 時から 午後 5 時まで	午後 5 時から 午後 10 時まで	1 階	講堂	1,500 円	2,300 円	3,000 円	会議室	500 円	700 円	1,000 円	相談室	500 円	600 円	800 円	視聴覚室	500 円	600 円	800 円	調理実習室	800 円	1,200 円	1,500 円	2 階	会議室(大)	600 円	800 円	1,000 円	会議室(小)	500 円	600 円	800 円	研修室	500 円	700 円	1,000 円	和室	500 円	600 円	800 円
区 分		午前 9 時から 午後 0 時まで	午後 0 時から 午後 5 時まで	午後 5 時から 午後 10 時まで																																								
1 階	講堂	1,500 円	2,300 円	3,000 円																																								
	会議室	500 円	700 円	1,000 円																																								
	相談室	500 円	600 円	800 円																																								
	視聴覚室	500 円	600 円	800 円																																								
	調理実習室	800 円	1,200 円	1,500 円																																								
2 階	会議室(大)	600 円	800 円	1,000 円																																								
	会議室(小)	500 円	600 円	800 円																																								
	研修室	500 円	700 円	1,000 円																																								
	和室	500 円	600 円	800 円																																								

No.	項 目	現 況		具 体的 な 調 整 内 容			
		栃 木 市	岩 舟 町				
公民館 (5/7)	公民館 (5/7)	栃木市大平西地区公民館使用料					
		区分	午後 9 時から 午後 0 時まで	午後 1 時から 午後 3 時まで	午後 3 時から 午後 5 時まで	午後 6 時から 午後 10 時まで	午後 9 時から 午後 10 時まで
		児童室・図書室	630 円	420 円	420 円	1,680 円	3,150 円
		1 階 和室	630 円	420 円	420 円	1,680 円	3,150 円
		調理実習室	630 円	420 円	420 円	1,680 円	3,150 円
		2 階 第 1 会議室	630 円	420 円	420 円	1,680 円	3,150 円
		第 2 会議室	630 円	420 円	420 円	1,680 円	3,150 円
		(物品使用料)					
		使用物品	1 回当たりの使用料				
		陶芸窯		素焼 1,050 円	本焼 3,150 円		
		栃木市大平南地区公民館使用料					
		区分	午後 9 時から 午後 0 時まで	午後 1 時から 午後 3 時まで	午後 3 時から 午後 5 時まで	午後 6 時から 午後 10 時まで	午後 9 時から 午後 10 時まで
		児童室・図書室	630 円	420 円	420 円	1,680 円	3,150 円
		1 階 研修室(作業室)	630 円	420 円	420 円	1,680 円	3,150 円
		第 1 会議室	630 円	420 円	420 円	1,680 円	3,150 円
2 階 第 2 会議室	630 円	420 円	420 円	1,680 円	3,150 円		
研修室(和室)	630 円	420 円	420 円	1,680 円	3,150 円		

No.	項 目	現 況		具体的な調整内容
		栃 木 市		
15 公民館 (6/7)	栃木市大平東地区公民館使用料	区分	午前9時から午後0時まで 午後1時から午後3時まで 午後3時から午後5時まで 午後5時から午後10時まで 午前9時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで 午前6時から午後10時まで 午前3時から午後10時まで 午後10時から午後10時まで 午前9時から午後10時まで
		第1会議室	630円 420円 420円 1,680円	3,150円 3,150円 2,620円 840円
		第2会議室	630円 420円 360円 840円	3,150円 3,150円 2,620円 840円
		和室	520円 360円 360円 840円	2,620円 2,620円 2,620円 840円
		農産加工室	840円 840円 840円 840円	840円 840円 840円 840円
		栃木市藤岡地区公民館使用料		
		区分	午前9時から午後0時まで 午後0時から午後5時まで 午後5時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで 午後5時から午後10時まで 午後10時から午後10時まで
		婦人室	100円 100円 100円	150円 150円 150円
		実習室	100円 100円 100円	150円 150円 150円
		和室(1)	100円 100円 100円	150円 150円 150円
		＃ (2)	100円 100円 100円	150円 150円 150円
		小会議室	100円 100円 100円	150円 150円 150円
	講座室	120円 120円 120円	310円 310円 310円	
	ホール	180円 180円 180円	470円 470円 470円	
	栃木市三鴨地区公民館使用料	区分	午前9時から午後0時まで 午後0時から午後5時まで 午後5時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで 午後5時から午後10時まで 午後10時から午後10時まで
		研修室	120円 120円 120円	310円 310円 310円
		会議室	120円 120円 120円	310円 310円 310円
		講座室	370円 370円 370円	840円 840円 840円
		調理実習室	250円 250円 250円	630円 630円 630円
		和室(1)	120円 120円 120円	310円 310円 310円
		＃ (2)	120円 120円 120円	310円 310円 310円

No.	項 目	現 況		具体的な調整内容																									
		栃 木 市	岩 舟 町																										
15	公民館 (7/7)	栃木市部屋地区公民館使用料																											
		<table><tr><th>区分</th><th>午前9時から 午後0時まで</th><th>午後0時から 午後5時まで</th><th>午後5時から 午後10時まで</th></tr><tr><td>研修室</td><td>180 円</td><td>310 円</td><td>420 円</td></tr><tr><td>会議室</td><td>120 円</td><td>210 円</td><td>310 円</td></tr><tr><td>ホール</td><td>370 円</td><td>630 円</td><td>840 円</td></tr><tr><td>調理実習室</td><td>250 円</td><td>420 円</td><td>630 円</td></tr><tr><td>和室(1)</td><td>120 円</td><td>210 円</td><td>310 円</td></tr><tr><td>〃 (2)</td><td>120 円</td><td>210 円</td><td>310 円</td></tr></table>			区分	午前9時から 午後0時まで	午後0時から 午後5時まで	午後5時から 午後10時まで	研修室	180 円	310 円	420 円	会議室	120 円	210 円	310 円	ホール	370 円	630 円	840 円	調理実習室	250 円	420 円	630 円	和室(1)	120 円	210 円	310 円	〃 (2)
区分	午前9時から 午後0時まで	午後0時から 午後5時まで	午後5時から 午後10時まで																										
研修室	180 円	310 円	420 円																										
会議室	120 円	210 円	310 円																										
ホール	370 円	630 円	840 円																										
調理実習室	250 円	420 円	630 円																										
和室(1)	120 円	210 円	310 円																										
〃 (2)	120 円	210 円	310 円																										
		栃木市赤麻地区公民館使用料																											
		<table><tr><th>区分</th><th>午前9時から 午後0時まで</th><th>午後0時から 午後5時まで</th><th>午後5時から 午後10時まで</th></tr><tr><td>研修室</td><td>180 円</td><td>310 円</td><td>420 円</td></tr><tr><td>講座室</td><td>370 円</td><td>630 円</td><td>840 円</td></tr><tr><td>調理実習室</td><td>250 円</td><td>420 円</td><td>630 円</td></tr><tr><td>和室(1)</td><td>120 円</td><td>210 円</td><td>310 円</td></tr><tr><td>〃 (2)</td><td>120 円</td><td>210 円</td><td>310 円</td></tr></table>		区分	午前9時から 午後0時まで	午後0時から 午後5時まで	午後5時から 午後10時まで	研修室	180 円	310 円	420 円	講座室	370 円	630 円	840 円	調理実習室	250 円	420 円	630 円	和室(1)	120 円	210 円	310 円	〃 (2)	120 円	210 円	310 円		
区分	午前9時から 午後0時まで	午後0時から 午後5時まで	午後5時から 午後10時まで																										
研修室	180 円	310 円	420 円																										
講座室	370 円	630 円	840 円																										
調理実習室	250 円	420 円	630 円																										
和室(1)	120 円	210 円	310 円																										
〃 (2)	120 円	210 円	310 円																										
16	集会所	※栃木地域（皆川城内集会所、新栃木コミュニティ会館、栃木第四コミュニティセンター） ※大平地域（榎本集会所、伯仲集会所、真弓集会所、西水代集会所、富田集会所） ※藤岡地域（都賀集会所、富吉集会所）	※下津原集会所 ※西根南集会所	栃木市の例により合併時に統合する。																									
17	コミュニティセンター	※栃木市コミュニティセンター（第3地区・第4地区・第5地区・第6地区） ※栃木市西方南部地区コミュニティセンター	※（仮称）岩舟町地域活動支援センター （建設中H25年度完成予定）	栃木市の例により合併時に統合する。																									

No.	項 目	現 況		具体的な調整内容
		栃 木 市	岩 舟 町	
18 資料館・美術館	※栃木市郷土参考館	※石の資料館		現行のとおりとする
	栃木市おおひら歴史民俗資料館使用料			
	区分	個人	団体(20人以上)	
	一般	100 円	80 円	
	小・中学生	50 円	40 円	
	※栃木市藤岡歴史民俗資料館			
	※栃木市都賀歴史民俗資料館			
	※栃木市西方民俗資料室			
	とちぎ蔵の街美術館観覧料			
	区分	個人	団体(20人以上)	
	一般	1 人 300 円	1 人 200 円	
	小学生及び中学生	1 人 100 円	1 人 50 円	
	未就学児	無料		
	栃木市おおひら郷土資料館（白石家戸長屋敷）使用料			
	区分	個人	団体(20人以上)	
	一般	100 円	80 円	
	小・中学生	50 円	40 円	
	※下野国片跡資料館			
※星野遺跡地蔵たんけん館				
※星野遺跡憩いの森				

-56-

No.	項 目		現 況		岩 舟 町		具体的な調整内容																																																																																										
			栃 木 市																																																																																														
			(ホール以外の施設)																																																																																														
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>午前 午前9時から 正午まで</th><th>午後 午後1時から 午後3時まで</th><th>午後 午後3時から 午後5時まで</th><th>夜間 午後6時から 午後9時30分まで</th><th>全日 午前9時から 午後9時30分まで</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1楽屋</td><td>420 円</td><td>210 円</td><td>210 円</td><td>630 円</td><td>1,260 円</td></tr> <tr> <td>第2・第3楽屋</td><td>1,050 円</td><td>520 円</td><td>520 円</td><td>1,570 円</td><td>2,940 円</td></tr> <tr> <td>シャワー室(一室)</td><td>310 円</td><td>310 円</td><td>310 円</td><td>520 円</td><td>1,260 円</td></tr> <tr> <td>リハーサル室</td><td>1,050 円</td><td>520 円</td><td>520 円</td><td>1,570 円</td><td>2,940 円</td></tr> <tr> <td>展示室(ロビー、ホワイエ)</td><td>2,100 円</td><td>1,050 円</td><td>1,050 円</td><td>3,150 円</td><td>5,880 円</td></tr> </tbody> </table>		区分	午前 午前9時から 正午まで	午後 午後1時から 午後3時まで	午後 午後3時から 午後5時まで	夜間 午後6時から 午後9時30分まで	全日 午前9時から 午後9時30分まで	第1楽屋	420 円	210 円	210 円	630 円	1,260 円	第2・第3楽屋	1,050 円	520 円	520 円	1,570 円	2,940 円	シャワー室(一室)	310 円	310 円	310 円	520 円	1,260 円	リハーサル室	1,050 円	520 円	520 円	1,570 円	2,940 円	展示室(ロビー、ホワイエ)	2,100 円	1,050 円	1,050 円	3,150 円	5,880 円																																																									
区分	午前 午前9時から 正午まで	午後 午後1時から 午後3時まで	午後 午後3時から 午後5時まで	夜間 午後6時から 午後9時30分まで	全日 午前9時から 午後9時30分まで																																																																																												
第1楽屋	420 円	210 円	210 円	630 円	1,260 円																																																																																												
第2・第3楽屋	1,050 円	520 円	520 円	1,570 円	2,940 円																																																																																												
シャワー室(一室)	310 円	310 円	310 円	520 円	1,260 円																																																																																												
リハーサル室	1,050 円	520 円	520 円	1,570 円	2,940 円																																																																																												
展示室(ロビー、ホワイエ)	2,100 円	1,050 円	1,050 円	3,150 円	5,880 円																																																																																												
			栃木市藤岡文化会館使用料																																																																																														
			<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th><th rowspan="2">使用 時間</th><th rowspan="2">入 場 料 区 分</th><th>午前</th><th>午後</th><th>夜間</th><th>全日</th></tr> <tr> <th>午前9時から 正午まで</th><th>午後1時から 午後5時まで</th><th>午後6時から 午後9時30分まで</th><th>午前9時から 午後9時30分まで</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">ホール全開</td><td>平日</td><td>無料</td><td>9,270 円</td><td>12,360 円</td><td>15,450 円</td><td>29,870 円</td></tr> <tr> <td>土日</td><td>有料</td><td>13,390 円</td><td>18,540 円</td><td>23,690 円</td><td>45,320 円</td></tr> <tr> <td>祝日</td><td>無料</td><td>13,390 円</td><td>18,540 円</td><td>23,690 円</td><td>45,320 円</td></tr> <tr> <td rowspan="3">ホール半開</td><td>平日</td><td>有料</td><td>20,600 円</td><td>27,810 円</td><td>36,050 円</td><td>67,980 円</td></tr> <tr> <td>土日</td><td>無料</td><td>6,180 円</td><td>8,240 円</td><td>10,300 円</td><td>19,570 円</td></tr> <tr> <td>祝日</td><td>有料</td><td>9,270 円</td><td>12,360 円</td><td>15,450 円</td><td>29,870 円</td></tr> <tr> <td rowspan="3">舞台のみ</td><td>平日</td><td>無料</td><td>9,270 円</td><td>12,360 円</td><td>15,450 円</td><td>29,870 円</td></tr> <tr> <td>土日</td><td>有料</td><td>13,390 円</td><td>18,540 円</td><td>23,690 円</td><td>45,320 円</td></tr> <tr> <td>祝日</td><td>有料</td><td>3,090 円</td><td>4,120 円</td><td>5,150 円</td><td>9,270 円</td></tr> <tr> <td rowspan="3">多目的ホール</td><td>平日</td><td>無料</td><td>4,120 円</td><td>6,180 円</td><td>7,210 円</td><td>14,420 円</td></tr> <tr> <td>土日</td><td>有料</td><td>3,090 円</td><td>4,120 円</td><td>5,150 円</td><td>9,270 円</td></tr> <tr> <td>祝日</td><td>有料</td><td>4,120 円</td><td>6,180 円</td><td>7,210 円</td><td>14,420 円</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td colspan="2" data-bbox="242 1059 1404 1789"></td><td colspan="2" data-bbox="242 1789 1404 2063"></td></tr> </tbody></table>	区分	使用 時間	入 場 料 区 分	午前	午後	夜間	全日	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時30分まで	午前9時から 午後9時30分まで	ホール全開	平日	無料	9,270 円	12,360 円	15,450 円	29,870 円	土日	有料	13,390 円	18,540 円	23,690 円	45,320 円	祝日	無料	13,390 円	18,540 円	23,690 円	45,320 円	ホール半開	平日	有料	20,600 円	27,810 円	36,050 円	67,980 円	土日	無料	6,180 円	8,240 円	10,300 円	19,570 円	祝日	有料	9,270 円	12,360 円	15,450 円	29,870 円	舞台のみ	平日	無料	9,270 円	12,360 円	15,450 円	29,870 円	土日	有料	13,390 円	18,540 円	23,690 円	45,320 円	祝日	有料	3,090 円	4,120 円	5,150 円	9,270 円	多目的ホール	平日	無料	4,120 円	6,180 円	7,210 円	14,420 円	土日	有料	3,090 円	4,120 円	5,150 円	9,270 円	祝日	有料	4,120 円	6,180 円	7,210 円	14,420 円							
区分	使用 時間	入 場 料 区 分	午前				午後	夜間	全日																																																																																								
			午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時30分まで	午前9時から 午後9時30分まで																																																																																											
ホール全開	平日	無料	9,270 円	12,360 円	15,450 円	29,870 円																																																																																											
	土日	有料	13,390 円	18,540 円	23,690 円	45,320 円																																																																																											
	祝日	無料	13,390 円	18,540 円	23,690 円	45,320 円																																																																																											
ホール半開	平日	有料	20,600 円	27,810 円	36,050 円	67,980 円																																																																																											
	土日	無料	6,180 円	8,240 円	10,300 円	19,570 円																																																																																											
	祝日	有料	9,270 円	12,360 円	15,450 円	29,870 円																																																																																											
舞台のみ	平日	無料	9,270 円	12,360 円	15,450 円	29,870 円																																																																																											
	土日	有料	13,390 円	18,540 円	23,690 円	45,320 円																																																																																											
	祝日	有料	3,090 円	4,120 円	5,150 円	9,270 円																																																																																											
多目的ホール	平日	無料	4,120 円	6,180 円	7,210 円	14,420 円																																																																																											
	土日	有料	3,090 円	4,120 円	5,150 円	9,270 円																																																																																											
	祝日	有料	4,120 円	6,180 円	7,210 円	14,420 円																																																																																											

文化会館
(3/4)

19

No.	項 目	現 況		具体的な調整内容																																			
		栃 木 市																																					
		(ホール以外の施設)																																					
		<table> <tr> <th>区分</th><th>午前 午前9時から 正午まで</th><th>午後 午後1時から 午後5時まで</th><th>夜間 午後6時から 午後9時まで 30分まで</th><th>全日 午前9時から 午後9時まで 30分まで</th></tr> <tr> <td>楽屋1</td><td>300円</td><td>410円</td><td>510円</td><td>920円</td></tr> <tr> <td>楽屋2</td><td>300円</td><td>410円</td><td>510円</td><td>920円</td></tr> <tr> <td>楽屋3</td><td>300円</td><td>410円</td><td>510円</td><td>920円</td></tr> <tr> <td>リハーサル室</td><td>610円</td><td>820円</td><td>1,030円</td><td>1,950円</td></tr> <tr> <td>浴室</td><td>300円</td><td>410円</td><td>510円</td><td>920円</td></tr> </table>	区分		午前 午前9時から 正午まで	午後 午後1時から 午後5時まで	夜間 午後6時から 午後9時まで 30分まで	全日 午前9時から 午後9時まで 30分まで	楽屋1	300円	410円	510円	920円	楽屋2	300円	410円	510円	920円	楽屋3	300円	410円	510円	920円	リハーサル室	610円	820円	1,030円	1,950円	浴室	300円	410円	510円	920円						
区分	午前 午前9時から 正午まで	午後 午後1時から 午後5時まで	夜間 午後6時から 午後9時まで 30分まで	全日 午前9時から 午後9時まで 30分まで																																			
楽屋1	300円	410円	510円	920円																																			
楽屋2	300円	410円	510円	920円																																			
楽屋3	300円	410円	510円	920円																																			
リハーサル室	610円	820円	1,030円	1,950円																																			
浴室	300円	410円	510円	920円																																			
		栃木市都賀文化会館使用料																																					
		<table> <tr> <th rowspan="2">使用区分</th><th rowspan="2">使用時間 入場料区 分</th><th>午前 午前9時から 正午まで</th><th>午後 午後1時から 午後5時 まで</th><th>夜間 午後6時から 午後9時 30分まで</th></tr> <tr> <td>無料</td><td>7,000円</td><td>9,500円</td></tr> <tr> <td rowspan="2">ホール全席</td><td>平日</td><td>無料</td><td>10,000円</td><td>14,000円</td></tr> <tr> <td>土日祝日</td><td>無料</td><td>10,000円</td><td>14,000円</td></tr> <tr> <td rowspan="2">ホール半席</td><td>平日</td><td>無料</td><td>4,500円</td><td>6,000円</td></tr> <tr> <td>土日祝日</td><td>有料</td><td>7,000円</td><td>9,500円</td></tr> <tr> <td rowspan="2">舞台のみ</td><td>平日</td><td>2,500円</td><td>3,000円</td><td>4,000円</td></tr> <tr> <td>土日祝日のみ</td><td>3,000円</td><td>4,500円</td><td>5,500円</td></tr> </table>	使用区分	使用時間 入場料区 分	午前 午前9時から 正午まで	午後 午後1時から 午後5時 まで	夜間 午後6時から 午後9時 30分まで	無料	7,000円	9,500円	ホール全席	平日	無料	10,000円	14,000円	土日祝日	無料	10,000円	14,000円	ホール半席	平日	無料	4,500円	6,000円	土日祝日	有料	7,000円	9,500円	舞台のみ	平日	2,500円	3,000円	4,000円	土日祝日のみ	3,000円	4,500円	5,500円		
使用区分	使用時間 入場料区 分	午前 午前9時から 正午まで			午後 午後1時から 午後5時 まで	夜間 午後6時から 午後9時 30分まで																																	
		無料	7,000円	9,500円																																			
ホール全席	平日	無料	10,000円	14,000円																																			
	土日祝日	無料	10,000円	14,000円																																			
ホール半席	平日	無料	4,500円	6,000円																																			
	土日祝日	有料	7,000円	9,500円																																			
舞台のみ	平日	2,500円	3,000円	4,000円																																			
	土日祝日のみ	3,000円	4,500円	5,500円																																			
		(ホール以外の施設)																																					
		<table> <tr> <th>使用区分</th><th>使用時間</th><th>午前 午前9時から正 午まで</th><th>午後 午後1時から午 後5時まで</th><th>夜間 午後6時から午 後9時30分まで</th></tr> <tr> <td>第1楽屋</td><td></td><td>500円</td><td>600円</td><td>900円</td></tr> <tr> <td>第2・3楽屋</td><td></td><td>1,000円</td><td>1,300円</td><td>1,600円</td></tr> <tr> <td>リハーサル室</td><td></td><td>1,100円</td><td>1,400円</td><td>1,700円</td></tr> <tr> <td>会議室</td><td></td><td>1,100円</td><td>1,400円</td><td>1,700円</td></tr> <tr> <td>ギャラリー</td><td></td><td></td><td></td><td>3,000円</td></tr> <tr> <td>ロビー</td><td></td><td></td><td></td><td>3,000円</td></tr> </table>	使用区分	使用時間	午前 午前9時から正 午まで	午後 午後1時から午 後5時まで	夜間 午後6時から午 後9時30分まで	第1楽屋		500円	600円	900円	第2・3楽屋		1,000円	1,300円	1,600円	リハーサル室		1,100円	1,400円	1,700円	会議室		1,100円	1,400円	1,700円	ギャラリー				3,000円	ロビー				3,000円		
使用区分	使用時間	午前 午前9時から正 午まで	午後 午後1時から午 後5時まで	夜間 午後6時から午 後9時30分まで																																			
第1楽屋		500円	600円	900円																																			
第2・3楽屋		1,000円	1,300円	1,600円																																			
リハーサル室		1,100円	1,400円	1,700円																																			
会議室		1,100円	1,400円	1,700円																																			
ギャラリー				3,000円																																			
ロビー				3,000円																																			
	文化会館 (4/4)	岩 舟 町																																					

19

(2) その他の使用料

No.	項 目	現 況		具体的な調整内容
		栃 木 市	岩 舟 町	
1	行政財産目的外使用料	行政財産目的外使用料 【使用料】(年額) ○土地 ・電柱敷地等 電気通信事業法施行令(昭和60年政令第75号)第5条に規定する額 ・その他 評価額に4/100(営利目的は5/100)を乗じた額 使用期間が1月に満たないものは、消費税を要する。 ○建物 評価額に7/100(営利目的は8/100)を乗じ、当該建物の敷地に係る土地使用料相当額(当該建物の敷地が借地の場合は、借地料に相当する額)を加え、更に105/100を乗じた額 【許可の概要】 ①金融機関(ATM) ②金融機関(市金庫窓口) ③職員労働組合事務室、掲示板 ④東京電力 ⑤NTT ⑥ケーブルテレビ ⑦自動販売機 ⑧携帯電話無線基地局	行政財産目的外使用料 【使用料】(年額) ○土地 ・電柱敷地等 電気通信事業法施行令(昭和60年政令第75号)第5条に規定する額 ・自販機の設置 1台につき10,000円 ・その他 評価額に4/100(営利目的は5/100)を乗じた額 ○建物 評価額に7/100(営利目的は8/100)を乗じ、当該建物の敷地に係る土地使用料相当額(当該建物の敷地が借地の場合は、借地料に相当する額)を加え、更に105/100を乗じた額 自販機は、年額20,000円、卓上型公衆電話は、年額2,000円 【許可の概要】 ①東京電力 ②NTT ③ケーブルテレビ ④自動販売機	栃木市の例により合併時に統合する。
2	天幕使用料	1張1日につき1,100円	—	栃木市の例により合併時に統合する。
3	道路占用料 (1/3)	道路占用料 栃木市道路占用料徴収条例 平成22年3月29日施行による。 【内容】 道路を占用しようとする場合は、道路占用許可申請を市長に提出し、許可を受けなければならない。 その際に、占用許可を受けた者より占用料を徴収する。 【占用許可期間】 ライフライン 10年 その他一般 5年 ※ただし、更新期間(平成25年4月1日)を統一するため、占用期間等については、移行措置として当面の間現行のとおりとした。	道路占用料 【内容】 道路を占用しようとする場合は、道路占用許可申請を町長に提出し、許可を受けなければならない。 その際に、占用許可を受けた者より占用料を徴収する。 【占用許可期間】 ライフライン 10年 その他一般 3年	栃木市の例により合併時に統合する。

No.	項 目	現 況		具体的な調整内容		
		栃 木 市	岩 舟 町			
道路占用料 (2/3)	○道路占用料 (単位：円)	占用物件				
		第1種電柱	630	530		
		第2種電柱	970	820		
		第3種電柱	1,300	1,100		
		第1種電話柱	560	480		
		第2種電話柱	900	760		
		第3種電話柱	1,200	1,000		
		その他の柱類	56	48		
		法第32条第1項第1号に掲げる工作物	共架電線その他上空に設ける線類	m/年	6	5
		地下電線その他地下に設ける線類	3	3		
		路上に設ける変圧器	個/年	550	470	
		地下に設ける変圧器	㎡/年	340	290	
		変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	個/年	1,100	950	
		郵便差出箱	個/年	470	400	
		広告塔	㎡/年	2,000	1,000	
		その他のもの	㎡/年	1,100	950	
		外径が0.07メートル未満のもの	24	20		
		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	34	29		
		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	51	43		
		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	67	57		
		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	100	86		
		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	130	110		
		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	240	200		
外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	340	290				
外径が1メートル以上のもの	670	570				
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設	㎡/年	1,100	950			
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの 階数が2のもの 階数が3以上のもの	Aに0.04を乗じて得た額	Aに0.04を乗じて得た額		
			Aに0.06を乗じて得た額	Aに0.06を乗じて得た額		
			Aに0.08を乗じて得た額	Aに0.08を乗じて得た額		
法第32条第1項第5号に掲げる施設	上空に設ける通路 地下に設ける通路 その他のもの		1,000	510		
			600	310		
			1,100	950		
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの その他のもの	㎡/日 ㎡/月	20 200	10 100		

No.	項 目	現 況		具体的な調整内容																																																
		栃 木 市	岩 舟 町																																																	
3	道路占用料 (3/3)	<table><tr><th colspan="2">占用物件</th><th>単位</th><th>栃木市</th><th>岩舟町</th></tr><tr><td rowspan="6">令第7条第1号に掲げる物件</td><td>看板</td><td>㎡/月</td><td>200</td><td>100</td></tr><tr><td>その他のもの</td><td>㎡/年</td><td>2,000</td><td>1,000</td></tr><tr><td>標識</td><td>本/年</td><td>900</td><td>760</td></tr><tr><td>旗ざお</td><td>本/月</td><td>200</td><td>100</td></tr><tr><td>幕</td><td>㎡/日</td><td>20</td><td>10</td></tr><tr><td>その他のもの</td><td>㎡/月</td><td>200</td><td>100</td></tr><tr><td rowspan="6">令第7条第2号に掲げる工事用施設及び同条第3号に掲げる工事用材料</td><td>アーチ</td><td>基/月</td><td>2,000</td><td>1,000</td></tr><tr><td rowspan="2">令第7条第4号に掲げる仮設建築物及び同条第5号に掲げる施設</td><td>㎡/月</td><td>200</td><td>100</td></tr><tr><td>㎡/月</td><td>110</td><td>95</td></tr><tr><td rowspan="2">令第7条第6号に掲げる施設並びに同条第7号に掲げる施設及び自動車駐車場</td><td rowspan="2">㎡/年</td><td>Aに0.014を乗じて得た額</td><td>Aに0.018を乗じて得た額</td></tr><tr><td>Aに0.01を乗じて得た額</td><td>Aに0.013を乗じて得た額</td></tr></table>		占用物件		単位	栃木市	岩舟町	令第7条第1号に掲げる物件	看板	㎡/月	200	100	その他のもの	㎡/年	2,000	1,000	標識	本/年	900	760	旗ざお	本/月	200	100	幕	㎡/日	20	10	その他のもの	㎡/月	200	100	令第7条第2号に掲げる工事用施設及び同条第3号に掲げる工事用材料	アーチ	基/月	2,000	1,000	令第7条第4号に掲げる仮設建築物及び同条第5号に掲げる施設	㎡/月	200	100	㎡/月	110	95	令第7条第6号に掲げる施設並びに同条第7号に掲げる施設及び自動車駐車場	㎡/年	Aに0.014を乗じて得た額	Aに0.018を乗じて得た額	Aに0.01を乗じて得た額	Aに0.013を乗じて得た額	
		占用物件		単位	栃木市	岩舟町																																														
令第7条第1号に掲げる物件	看板	㎡/月	200	100																																																
	その他のもの	㎡/年	2,000	1,000																																																
	標識	本/年	900	760																																																
	旗ざお	本/月	200	100																																																
	幕	㎡/日	20	10																																																
	その他のもの	㎡/月	200	100																																																
令第7条第2号に掲げる工事用施設及び同条第3号に掲げる工事用材料	アーチ	基/月	2,000	1,000																																																
	令第7条第4号に掲げる仮設建築物及び同条第5号に掲げる施設	㎡/月	200	100																																																
		㎡/月	110	95																																																
	令第7条第6号に掲げる施設並びに同条第7号に掲げる施設及び自動車駐車場	㎡/年	Aに0.014を乗じて得た額	Aに0.018を乗じて得た額																																																
			Aに0.01を乗じて得た額	Aに0.013を乗じて得た額																																																
	4	法定外公物使用料 (1/3)	<table><tr><td>法定外公物使用料 栃木市法定外公物管理条例 平成22年3月29日施行による。 【内容】 法定外公物（里道・水路等）を使用しようとする場合は、法定外公物使用許可申請を市長に提出し、許可を受けなければならない。 その際に、使用許可を受けた者より使用料を徴収する。 【占用許可期間】 ライフライン 10年 その他一般 3年</td><td>法定外公物使用料 栃木市の例により合併時に統合する。</td></tr><tr><td>水路 150 円/㎡</td><td></td></tr></table>		法定外公物使用料 栃木市法定外公物管理条例 平成22年3月29日施行による。 【内容】 法定外公物（里道・水路等）を使用しようとする場合は、法定外公物使用許可申請を市長に提出し、許可を受けなければならない。 その際に、使用許可を受けた者より使用料を徴収する。 【占用許可期間】 ライフライン 10年 その他一般 3年	法定外公物使用料 栃木市の例により合併時に統合する。	水路 150 円/㎡																																													
法定外公物使用料 栃木市法定外公物管理条例 平成22年3月29日施行による。 【内容】 法定外公物（里道・水路等）を使用しようとする場合は、法定外公物使用許可申請を市長に提出し、許可を受けなければならない。 その際に、使用許可を受けた者より使用料を徴収する。 【占用許可期間】 ライフライン 10年 その他一般 3年			法定外公物使用料 栃木市の例により合併時に統合する。																																																	
水路 150 円/㎡																																																				

No.	項 目	現 況			具体的な調整内容
		栃 木 市	岩 舟 町		
法定外公共物使用料(2/3)	法定外公共物使用料(2/3)	○法定外公共物使用料(道路)			
		(道路)			
		第1種電柱	単位	栃木市	岩舟町
		第2種電柱	本/年	630	530
		第3種電柱		970	820
		第1種電話柱		1,300	1,100
		第2種電話柱	560	480	
		第3種電話柱	900	760	
		その他の柱類	1,200	1,000	
		共架電線、その他上空に設ける線類	56	48	
		地下電線、その他地下に設ける線類	6	5	
			3	3	
		外径が0.07メートル未満の水道管等	m/年	24	20
		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満の水道管等		34	29
		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満の水道管等		51	43
		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満の水道管等		67	57
		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満の水道管等		100	86
		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満の水道管等		130	110
		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満の水道管等		240	200
		外径が0.7メートル以上1メートル未満の水道管等	340	290	
		外径が1メートル以上の水道管等	670	570	
		鉄道、軌道その他これらに類する施設	m ³ /年	1,100	100
		上空に設ける通路等	m ³ /年	1,000	510
		地下に設ける通路等		600	310
		その他の通路等		1,100	950
		材料置場、干し場、船揚げ場その他これらに類する施設	m ³ /年	150	100
一時的に利用する駐車場、遊戯場等	m ³ /月	244	100		
上記以外の使用	—	市長がその都度定める額	その都度町長が定める額		
(道路、産出物を採取する場合)					
	砂利	単位	栃木市	岩舟町	
	切込砂利	m ³	250	250	
	栗石		240	250	
	砂		250	250	
	土砂		210	210	
	玉石	150	150		
		310	400		
		400			

No.	項 目	現 況			具体的な調整内容	
		栃 木 市	岩 舟 町			
法定外公共物使用料 (3/3)	玉石	区分				
		外径が0.5メートルを超え0.6メートル以下のもの	単位	栃木市	岩舟町	
		外径が0.6メートルを超え0.9メートル以下のもの	個	100		
		外径が0.9メートルを超え1.2メートル以下のもの		140		
		外径が1.2メートルを超えるもの		220		
				220円に1.2mに0.1m又はその端数を加えるごとに50円を加算した額	140	
		その他の産出物の採取	—	時価を基準にしてその都度市長が定める額		
				時価を基準にしてその都度市長が定める額		
				時価を基準にしてその都度市長が定める額		
				時価を基準にしてその都度市長が定める額		
	時価を基準にしてその都度市長が定める額					
	(水路)	区分			岩舟町	
		電柱	単位	栃木市	718	
		第1種電柱	本/年	630		
		第2種電柱		970		
		第3種電柱		1,300		
		電話柱			266	
		第1種電話柱		560		
		第2種電話柱	900			
		第3種電話柱	1,200			
		鉄塔 (電柱又は電話柱であるものを除く。)	m ² /年	1,100	1,272	
		街灯柱 (電柱、電話柱又は鉄塔であるものを除く。)	本/年	56	181	
		通路、材料置場、干し場、船揚げ場その他これらに類する施設	m ² /年	150	100	
		物置場	m ² /年	150	72	
		一時的に設ける駐車場等	m ² /年	150	211	
農地又は採草放牧地		m ² /年	4	4		
上記以外の使用	—	市長がその都度定める額	その都度市長が定める額			
	(水路、産出物を採取する場合) 道路、産出物を採取する場合と同じ					

No.	項 目	現 況 栃 木 市					具体的な調整内容																																																																																																																																																																		
5	公園有料公園施設 利用料金(1/6)	栃木市公園有料公園施設利用料金 栃木市公園有料公園施設に関する条例 平成22年3月29日施行による。					合併時は現行のとお りとし、栃木市の例に より合併後に再編す る。																																																																																																																																																																		
		栃木市総合運動公園利用料金 (総合体育館)																																																																																																																																																																							
		備考 1 主競技場及び補助競技場の団体の部分利用(フロア面の積の2分の1以下の利用)については、この表に定める使用料の2分の1の額を徴収する。 2 主競技場、補助競技場、柔道場及び剣道場を、入場料(入場料、会費、賛助費、寄附金等いずれの名義又は名目を問わず、入場のために要する対価をいう。以下同じ。)を徴収して利用する場合については、この表に定める使用料の2倍の額を徴収する。 3 単位時間を超えた場合において1時間に満たない端数があるときは、これを1時間とし、この表に定める使用料の1時間相当額を徴収する。 4 個人の利用における「1回」とは、2時間を限度とする1回の利用をいう。 5 市外の者(市内の事業所に勤務する者を除く。)が利用する場合の使用料(温水シャワーを除く。)は、この表に定める使用料の5割増しとする。 6 個人が利用する場合の器具等の使用料(温水シャワーを除く。)は、無料とする。 7 トレーニング室は、中学生以下の者の利用を許可しない。																																																																																																																																																																							
		<table><tr><th colspan="2">区分</th><th>午前9時から 午後0時まで</th><th>午後0時から 午後5時まで</th><th>午後5時から 午後9時まで</th><th>午前9時から 午後9時まで</th></tr><tr><td rowspan="4">主競技場</td><td>団体</td><td>スポーツ</td><td>3,960円</td><td>6,600円</td><td>19,360円</td></tr><tr><td rowspan="3">個人</td><td>集会等</td><td>9,900円</td><td>16,500円</td><td>48,400円</td></tr><tr><td>営利等</td><td>39,600円</td><td>66,000円</td><td>193,600円</td></tr><tr><td>中学生以下</td><td>1人1回</td><td>60円</td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">補助競技場</td><td>団体</td><td>上記以外の者</td><td>1人1回</td><td>220円</td><td></td></tr><tr><td>個人</td><td>スポーツ</td><td>1,980円</td><td>3,300円</td><td>4,400円</td></tr><tr><td rowspan="4">卓球場</td><td rowspan="3">個人</td><td>中学生以下</td><td>1人1回</td><td>60円</td><td></td></tr><tr><td>上記以外の者</td><td>1人1回</td><td>220円</td><td></td></tr><tr><td>中学生</td><td>1人1回</td><td>60円</td><td></td></tr><tr><td>上記以外の者</td><td>1人1回</td><td>220円</td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">柔道場</td><td>団体</td><td>1,650円</td><td>2,750円</td><td>3,300円</td><td>7,700円</td></tr><tr><td>個人</td><td>中学生以下</td><td>1人1回</td><td>60円</td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">剣道場</td><td rowspan="2">個人</td><td>上記以外の者</td><td>1人1回</td><td>220円</td><td></td><td></td></tr><tr><td>中学生以下</td><td>1人1回</td><td>60円</td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">トレーニング室</td><td rowspan="2">個人</td><td>中学生以下</td><td>1人1回</td><td>220円</td><td></td><td></td></tr><tr><td>上記以外の者</td><td>1人1回</td><td>220円</td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="14">器具等使用料</td><td rowspan="2">会議室(定員36人)</td><td rowspan="2">個人</td><td>1人1回</td><td>300円</td><td></td><td></td></tr><tr><td>器具一式</td><td>1,320円</td><td>1,650円</td><td>5,170円</td></tr><tr><td rowspan="2">卓</td><td rowspan="2">器具一式</td><td>1種目</td><td>2,200円</td><td>330円</td></tr><tr><td>器具一式(ラケット及びボールを除く。)</td><td></td><td>220円</td></tr><tr><td rowspan="2">バドミントン</td><td rowspan="2">器具一式</td><td>ラケット及びシャトルコックを除く。)</td><td>220円</td></tr><tr><td>器具一式</td><td></td><td>550円</td></tr><tr><td rowspan="2">バスケットボール</td><td rowspan="2">器具一式</td><td></td><td>330円</td></tr><tr><td>器具一式</td><td></td><td>330円</td></tr><tr><td rowspan="2">ハンドボール</td><td rowspan="2">器具一式</td><td></td><td>220円</td></tr><tr><td>器具一式</td><td></td><td>330円</td></tr><tr><td rowspan="2">フェンシング</td><td rowspan="2">器具一式</td><td></td><td>330円</td></tr><tr><td>マイク1本</td><td>1時間</td><td>(1本増すごとに110円を追加)</td></tr><tr><td rowspan="2">放送装置</td><td rowspan="2">マイク1本</td><td>1時間</td><td></td><td>50円</td></tr><tr><td>1対</td><td>1時間</td><td>440円</td></tr><tr><td rowspan="2">温水シャワー</td><td rowspan="2">1人1回</td><td></td><td></td><td>40円</td></tr><tr><td>1脚</td><td></td><td>30円</td></tr><tr><td rowspan="2">電光掲示板</td><td rowspan="2">1脚</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>いす</td><td></td><td></td></tr></table>					区分		午前9時から 午後0時まで	午後0時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで	午前9時から 午後9時まで	主競技場	団体	スポーツ	3,960円	6,600円	19,360円	個人	集会等	9,900円	16,500円	48,400円	営利等	39,600円	66,000円	193,600円	中学生以下	1人1回	60円			補助競技場	団体	上記以外の者	1人1回	220円		個人	スポーツ	1,980円	3,300円	4,400円	卓球場	個人	中学生以下	1人1回	60円		上記以外の者	1人1回	220円		中学生	1人1回	60円		上記以外の者	1人1回	220円			柔道場	団体	1,650円	2,750円	3,300円	7,700円	個人	中学生以下	1人1回	60円			剣道場	個人	上記以外の者	1人1回	220円			中学生以下	1人1回	60円			トレーニング室	個人	中学生以下	1人1回	220円			上記以外の者	1人1回	220円			器具等使用料	会議室(定員36人)	個人	1人1回	300円			器具一式	1,320円	1,650円	5,170円	卓	器具一式	1種目	2,200円	330円	器具一式(ラケット及びボールを除く。)		220円	バドミントン	器具一式	ラケット及びシャトルコックを除く。)	220円	器具一式		550円	バスケットボール	器具一式		330円	器具一式		330円	ハンドボール	器具一式		220円	器具一式		330円	フェンシング	器具一式		330円	マイク1本	1時間	(1本増すごとに110円を追加)	放送装置	マイク1本	1時間		50円	1対	1時間	440円	温水シャワー	1人1回			40円	1脚		30円	電光掲示板	1脚				いす		
区分		午前9時から 午後0時まで	午後0時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで	午前9時から 午後9時まで																																																																																																																																																																				
主競技場	団体	スポーツ	3,960円	6,600円	19,360円																																																																																																																																																																				
	個人	集会等	9,900円	16,500円	48,400円																																																																																																																																																																				
		営利等	39,600円	66,000円	193,600円																																																																																																																																																																				
		中学生以下	1人1回	60円																																																																																																																																																																					
補助競技場	団体	上記以外の者	1人1回	220円																																																																																																																																																																					
	個人	スポーツ	1,980円	3,300円	4,400円																																																																																																																																																																				
卓球場	個人	中学生以下	1人1回	60円																																																																																																																																																																					
		上記以外の者	1人1回	220円																																																																																																																																																																					
		中学生	1人1回	60円																																																																																																																																																																					
	上記以外の者	1人1回	220円																																																																																																																																																																						
柔道場	団体	1,650円	2,750円	3,300円	7,700円																																																																																																																																																																				
	個人	中学生以下	1人1回	60円																																																																																																																																																																					
剣道場	個人	上記以外の者	1人1回	220円																																																																																																																																																																					
		中学生以下	1人1回	60円																																																																																																																																																																					
トレーニング室	個人	中学生以下	1人1回	220円																																																																																																																																																																					
		上記以外の者	1人1回	220円																																																																																																																																																																					
器具等使用料	会議室(定員36人)	個人	1人1回	300円																																																																																																																																																																					
			器具一式	1,320円	1,650円	5,170円																																																																																																																																																																			
	卓	器具一式	1種目	2,200円	330円																																																																																																																																																																				
			器具一式(ラケット及びボールを除く。)		220円																																																																																																																																																																				
	バドミントン	器具一式	ラケット及びシャトルコックを除く。)	220円																																																																																																																																																																					
			器具一式		550円																																																																																																																																																																				
	バスケットボール	器具一式		330円																																																																																																																																																																					
			器具一式		330円																																																																																																																																																																				
	ハンドボール	器具一式		220円																																																																																																																																																																					
			器具一式		330円																																																																																																																																																																				
	フェンシング	器具一式		330円																																																																																																																																																																					
			マイク1本	1時間	(1本増すごとに110円を追加)																																																																																																																																																																				
	放送装置	マイク1本	1時間		50円																																																																																																																																																																				
			1対	1時間	440円																																																																																																																																																																				
温水シャワー	1人1回			40円																																																																																																																																																																					
		1脚		30円																																																																																																																																																																					
電光掲示板	1脚																																																																																																																																																																								
		いす																																																																																																																																																																							

No.	項 目	現 況 栃 木 市		具体的な調整内容	
5	公園有料公園施設 利用料金(2/6)	(陸上競技場等)		備考 1 児童生徒が利用する場合の使用料(シャワー使用料を除く。)は、半額とする。 2 陸上競技場、軟式野球場、庭球場、多目的グラウンド及び芝生グラウンドを、入場料を徴収して利用する場合については、その徴収する入場料の最高額に 100 を乗じて得た額(その額がこの表に定める使用料の額を下回る場合にあつては、この表に定める使用料の額)を徴収するものとし、附属設備のうち放送器具、判定器具、操作盤及びスコアボードを、入場料を徴収して利用する場合については、この表に定める使用料の 1.5 倍の額を徴収する。 3 市外の者(市内の事業所に勤務する者を除く。)が利用する場合の使用料(シャワー使用料を除く。)は、この表に定める使用料の 5 割増しとする。	
		区分			
		個人利用 (1人につき)	午後6時から午後8時まで	200 円	午後6時から午後9時まで
		陸上競技場	午後6時から午後8時まで	200 円	200 円
		団体利用	午後6時から午後8時まで	3,000 円	3,000 円
		第1会議室 (定員50人)	午後6時から午後8時まで	400 円	400 円
		第2会議室 (定員80人)	午後6時から午後8時まで	500 円	500 円
		軟式野球場 (1面につき)	午後6時から午後8時まで	800 円	30 分当たり 500 円
		硬式野球場	午後6時から午後8時まで	1,000 円	1,000 円
		庭球場 (1面につき)	午後6時から午後8時まで	1,200 円	1,200 円
		多目的グラウンド (1面につき)	午後6時から午後8時まで	1,000 円	1,000 円
		芝生グラウンド (1面につき)	午後6時から午後8時まで	1,000 円	1,000 円
		放送器具 判定器具 操作板	1回(半日)	1,000 円	1,000 円
		スコアボード (硬式野球場)	1回(半日)	500 円	500 円
		夜間照明設備 (軟式野球場)	30 分	3,500 円	3,500 円
		夜間照明設備 (庭球場)	1面	200 円	200 円
		シャワー (プール)	1人1回	50 円	50 円
		高校生以下		左記以外の者	
		1人1回	150 円	1人1回	300 円
		備考 未就学児(保護者、指導者等の付添いのある者に限る。)の使用料は、無料とする。			

No.	項 目	現 況				具体的な調整内容
		栃 木 市				
公園有料公園施設 利用料金(3/6)	5	(弓道場)				
		区分		午前 9 時から 午後 0 時まで	午後 0 時から 午後 5 時まで	午後 5 時から 午後 9 時まで
		個人利用	高校生以下 (1 人につき)	150 円	200 円	200 円
			上記以外の者 (1 人につき)	300 円	400 円	400 円
		団体利用	高校生以下	750 円	1,000 円	1,000 円
			上記以外の者	1,500 円	2,000 円	2,000 円
		備考 市外の者（市内の事業所に勤務する者を除く。）が利用する場合の使用料は、この表に定める使用料の 5 割増しとする。				
		大平運動公園利用料金				
		区分		使用料		
		野球場	市内	一般	1 時間 1 日	630 円 5,040 円
				児童生徒	1 時間 1 日	310 円 2,480 円
			市外	一般	1 時間 1 日	940 円 7,520 円
				児童生徒	1 時間 1 日	470 円 3,760 円
		附属設備	市内利用者	一般	1 回	1,050 円
				児童生徒	1 回	520 円
			市外利用者	一般	1 回	1,570 円
				児童生徒	1 回	780 円
		第 2 多目的広場 夜間照明	市内	一般	1 時間	1,050 円
				児童生徒	1 時間	520 円
			市外	一般	1 時間	1,570 円
				児童生徒	1 時間	780 円
		テニスコート（1 面）	市内	一般	1 時間	420 円
				児童生徒	1 時間	210 円
			市外	一般	1 時間	630 円
				児童生徒	1 時間	310 円
		テニスコート 夜間照明	市内	一般	1 時間	420 円
				児童生徒	1 時間	210 円
			市外	一般	1 時間	630 円
児童生徒	1 時間			310 円		

No.	項 目	現 況		具体的な調整内容
		栃 木 市		
公園有料公園施設 利用料金(4/6)	公園有料公園施設 利用料金(4/6)	藤岡渡良瀬運動公園利用料金		
		備考		
		(1) 市外の者で、市内の事業所に勤務する者は市内の者とみなして、この表を適用する。		
		(2) この表において「児童生徒」とは、高校生以下の者をいう。		
		多目的運動広場 夜間照明		
		全灯		
		市外		
		市外		
		市外		
		市外		
半灯				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				
市外				

No.	項 目	現 況	具体的な調整内容																													
		栃 木 市																														
		ファミリーパーク利用料金 (バーベキュー場)																														
		<table><tr><th>区分</th><th>午前9時30分から午後4時まで</th></tr><tr><td>1基(テント) (ガス代、鉄板、ガスコンロ、フライ返し、たわし、洗剤含む。)</td><td>1 回当たり 1,500 円</td></tr></table> (ファミリーパークプラザ)	区分	午前9時30分から午後4時まで	1基(テント) (ガス代、鉄板、ガスコンロ、フライ返し、たわし、洗剤含む。)	1 回当たり 1,500 円																										
区分	午前9時30分から午後4時まで																															
1基(テント) (ガス代、鉄板、ガスコンロ、フライ返し、たわし、洗剤含む。)	1 回当たり 1,500 円																															
		<table><tr><th>区分</th><th>午前9時から午後5時まで</th></tr><tr><td>会議室</td><td>1時間当たり 600 円</td></tr><tr><td>第1研修室</td><td>1時間当たり 600 円</td></tr><tr><td>第2研修室</td><td>1時間当たり 600 円</td></tr><tr><td>休憩室(和室のみ)</td><td>1時間当たり 1,000 円</td></tr></table>	区分	午前9時から午後5時まで	会議室	1時間当たり 600 円	第1研修室	1時間当たり 600 円	第2研修室	1時間当たり 600 円	休憩室(和室のみ)	1時間当たり 1,000 円																				
区分	午前9時から午後5時まで																															
会議室	1時間当たり 600 円																															
第1研修室	1時間当たり 600 円																															
第2研修室	1時間当たり 600 円																															
休憩室(和室のみ)	1時間当たり 1,000 円																															
		備考																														
		1 原則として午後5時までの利用時間とする。ただし、午後5時以降の利用については、市長が認めた者に限り、午後9時まで利用可能とする。																														
		2 ファミリーパークプラザの使用料は、団体(10人以上)予約で占用する場合のみ徴収するものとする。																														
		西方総合公園利用料金																														
	公園有料公園施設 利用料金(5/6)	<table><tr><th rowspan="2">施設内容</th><th colspan="2">使用料区分</th></tr><tr><th>一般使用料(2時間単位)</th><th>占用使用料(2時間単位)</th></tr><tr><td>野球(ソフトボール)場</td><td>(1面) 800 円</td><td rowspan="3">一般使用料の50%増</td></tr><tr><td>テニスコート</td><td>(1面) 600 円</td></tr><tr><td>弓道場</td><td>(1面) 100 円</td></tr><tr><td>グレートボールコート</td><td>無料</td><td>(1面) 300 円</td></tr><tr><td>スポーツ管理棟</td><td>無料</td><td>無料</td></tr><tr><td>野球(2時間)</td><td>8,000 円</td><td rowspan="2">無料 一般使用料の50%増</td></tr><tr><td>ソフトボール(1時間30分)</td><td>4,500 円</td></tr><tr><td>公園管理棟会議室</td><td>無料</td><td>300 円</td></tr><tr><td>バーベキュー広場</td><td>無料</td><td>5,000 円</td></tr></table>	施設内容	使用料区分		一般使用料(2時間単位)	占用使用料(2時間単位)	野球(ソフトボール)場	(1面) 800 円	一般使用料の50%増	テニスコート	(1面) 600 円	弓道場	(1面) 100 円	グレートボールコート	無料	(1面) 300 円	スポーツ管理棟	無料	無料	野球(2時間)	8,000 円	無料 一般使用料の50%増	ソフトボール(1時間30分)	4,500 円	公園管理棟会議室	無料	300 円	バーベキュー広場	無料	5,000 円	
施設内容	使用料区分																															
	一般使用料(2時間単位)	占用使用料(2時間単位)																														
野球(ソフトボール)場	(1面) 800 円	一般使用料の50%増																														
テニスコート	(1面) 600 円																															
弓道場	(1面) 100 円																															
グレートボールコート	無料	(1面) 300 円																														
スポーツ管理棟	無料	無料																														
野球(2時間)	8,000 円	無料 一般使用料の50%増																														
ソフトボール(1時間30分)	4,500 円																															
公園管理棟会議室	無料	300 円																														
バーベキュー広場	無料	5,000 円																														
		備考																														
		1 町内の学校教育活動及びスポーツ少年団が2時間以内使用する場合は無料とし、それ以外に町内児童生徒が使用する場合は、半額とする。																														
		2 町外の者(町内の事業所に勤務する者を除く。)が使用する場合の使用料は、規定使用料の1.3倍とし、10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。ただし、スポーツ・レクレーション施設の広域利用に関する協定を結んでいる宇都宮市、鹿沼市、日光市、真岡市、さくら市、下野市、上三川町、芳賀町、壬生町及び高根沢町に居住するものには、適用しない。																														
		3 占用使用料は、半日以上以上の独占使用の時とする。																														
		4 夜間照明の使用は、18時30分から21時30分までとする。																														
		5 夜間照明の使用料は、グラウンド使用料を含む。																														
		6 バーベキュー広場の占用については、広場全部を貸切る場合とする。																														

No.	項 目	現 況		具体的な調整内容
		栃 木 市	岩 舟 町	
7	公園占用使用料	公園占用使用料 平成22年3月29日施行による。 【内容】 都市公園等に公園施設以外の工作物を設けて公園を占用しようとする場合は、管理者の許可を受けなければならない。その際に、使用料を徴収する。 【使用料】 公園条例に基づく使用料 ①電柱 年額 970円/本 ②電話柱 年額 560円/本 ③公衆電話所 年額 1,100円/個 ④一時通路敷地 月額 200円/㎡ ⑤一時材料置場 月額 200円/㎡ ⑥板囲及び足場掛 月額 200円/㎡ ⑦標柱類 月額 75円/本	公園占用使用料 岩舟町都市公園条例 【内容】 公園に公園施設以外の工作物を設けて公園を占用しようとする場合は、管理者の許可を受けなければならない。その際に、使用料を徴収する。 【使用料】 ①第1種電柱 年額 530円/本 ②第2種電柱 年額 820円/本 ③第3種電柱 年額 1,100円/本 ④第1種電話柱 年額 480円/本 ⑤第2種電話柱 年額 760円/本 ⑥第3種電話柱 年額 1,000円/本 ⑦その他の柱類 年額 48円/本	栃木市の例により合併時に統合する。
8	公園施設の設置許可による使用料	公園施設の設置許可による使用料 平成22年3月29日施行による。 【内容】 公園管理者以外の者が、都市公園等に公園施設を設け、または管理しようとするときは公園管理者の許可が必要である。その際に、使用料を徴収する。 【施設設置に伴う使用料】 施設の種別を問わず 月額 40円/㎡ ただし、公園施設である建物内へ新たに施設を設ける場合においては、栃木市行政財産使用料条例に定める額とする。	公園施設の設置許可による使用料 岩舟町都市公園条例 【内容】 公園管理者以外の者が、都市公園等に公園施設を設け、または管理しようとするときは公園管理者の許可が必要である。その際に、使用料を徴収する。 【施設設置に伴う使用料】 ①土地を利用する場合 月額 15円/㎡ ②工作物その他の物件又は施設を設置し利用する場合 月額 45円/㎡ ③自動販売機の設置敷地として使用させる場合 年額 10,000円/台 ④建物の一部を自動販売機の設置で占用させる場合 年額 20,000円/台	栃木市の例により合併時に統合する。

2. 手数料

(1) 現行のとおりとするもの

No.	項 目	現 況		具体的な調整内容
		栃 木 市	岩 舟 町	
1	認可地縁団体印鑑登録証明手数料	200円/1通	200円/1通	現行のとおりとする。
2	認可地縁団体告示事項証明手数料	200円/1件	200円/1件	現行のとおりとする。
3	軽自動車税納税証明(継続検査用)手数料	無料	無料	現行のとおりとする。
4	納税証明、所得証明 その他市町税に関する証明(所得・課税・非課税・住民税決定・所在・営業・納税)手数料	200円/1件	200円/1件	現行のとおりとする。
5	戸籍謄抄本の交付手数料	450円/1通	450円/1通	現行のとおりとする。
6	除籍・改製原戸籍謄抄本の交付手数料	750円/1通	750円/1通	現行のとおりとする。
7	戸籍に記載した事項に関する証明書の交付手数料	350円/1件	350円/1件	現行のとおりとする。
8	除籍に記載した事項に関する証明書の交付手数料	450円/1件	450円/1件	現行のとおりとする。
9	戸籍の受理証明書 の交付手数料	350円/1通 上質紙 1,400円/1通	350円/1通 上質紙 1,400円/1通	現行のとおりとする。

No.	項 目	現 況		具体的な調整内容
		栃 木 市	岩 舟 町	
10	戸籍の届出書その他市町長の受理した書類の閲覧手数料	350円/1件	350円/1件	現行のとおりとする。
11	臨時運行の許可手数料	750円/1両	750円/1両	現行のとおりとする。
12	不在籍証明、不在住証明手数料	200円/1通	200円/1通	現行のとおりとする。
13	除籍の廃棄証明手数料	無料	無料	現行のとおりとする。
14	身分証明書の交付手数料	200円/1通	200円/1通	現行のとおりとする。
15	住民票の交付手数料	200円/1通	200円/1通	現行のとおりとする。
16	住民票記載事項証明手数料	200円/1通	200円/1通	現行のとおりとする。
17	広域交付住民票の交付手数料	200円/1通	200円/1通	現行のとおりとする。
18	戸籍の附票の写しの交付手数料	200円/1通	200円/1通	現行のとおりとする。
19	住民票の閲覧手数料	200円/1件 (1人30分以内を1件とし30分を超えるごとに200円を加算する。)	200円/1件 (1人30分以内を1件とし端数は1件として計算する。)	現行のとおりとする。

No.	項 目	現 況		具体的な調整内容
		栃 木 市	岩 舟 町	
20	印鑑登録証の交付 手数料	200円/1通	200円/1件	現行のとおりとする。
21	印鑑登録証明書の 交付手数料	200円/1通	200円/1件	現行のとおりとする。
22	その他の証明手数料	200円/1件	200円/1件	現行のとおりとする。
23	墓園管理手数料	・ 栃木聖地公園管理手数料 1,000円/㎡/年 ・ 藤岡中根墓地・藤岡太田墓地管理手数料 5㎡ 500円/年 ・ 都賀聖地公園管理手数料 10㎡ 5,000円/年、6㎡ 3,000円/年 ・ 西方菅ノ沢墓地・西方東上林墓地管理手数料 無料	—	現行のとおりとする。
24	犬の登録手数料	3,000円	3,000円	現行のとおりとする。
25	犬の鑑札の再交付 手数料	1,600円	1,600円	現行のとおりとする。
26	狂犬病予防注射済 票の交付手数料	550円	550円	現行のとおりとする。
27	狂犬病予防注射済 票の再交付手数料	340円	340円	現行のとおりとする。
28	煙火消費申請手数料	7,900円/1件	7,900円/1件	現行のとおりとする。
29	鳥獣の保護及び狩 猟の適正化に關す る法律第19条に基 づく鳥獣飼養許可 証の交付、更新、再 交付手数料	3,400円/1件	3,400円/1件	現行のとおりとする。

No.	項 目	現 況		具体的な調整内容
		栃 木 市	岩 舟 町	
30	林業種苗法第10条 第1項に基づく生 産事業者の登録申 請の審査手数料	6,400円/1件	6,400円/1件	現行のとおりとする。
31	林業種苗法第13条 第1項に基づく生 産事業者の登録証 の書換え手数料	3,500円/1件	3,500円/1件	現行のとおりとする。
32	林業種苗法第13条 第2項に基づく生 産事業者の登録証 の再交付手数料	3,000円/1件	3,000円/1件	現行のとおりとする。

(2) いずれかの市町の例により合併時に統合するもの
栃木市の例によるもの

No.	項 目	現 況		具体的な調整内容
		栃 木 市	岩 舟 町	
1	土地若しくは建物の評価証明、公課証明又は所有証明【評価額・公課・所有者・公図写しの証明・課税台帳無登録・建物滅失】手数料	200円/1件(枚) (土地5筆又は家屋5棟をもって1件200円とし、また1枚増すごとに100円を加算する。)	200円/1件(枚) (土地6筆又は家屋6棟をもって1件200円とし、また1枚増すごとに200円を加算する。)	栃木市の例により合併時に統合する。
2	住宅用家屋証明手数料	1,300円/1件	200円/1件	栃木市の例により合併時に統合する。
3	公簿・土地図面の閲覧手数料	200円/1冊(枚)	200円/1件 (30分を1件とし、端数は1件として計算する。)	栃木市の例により合併時に統合する。
4	住民基本台帳カードの交付手数料	500円/1件 ただし、65歳以上の者及び身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者にあつては無料	500円/1件	栃木市の例により合併時に統合する。
5	埋火葬許可証再発行手数料	200円/1件	無料	栃木市の例により合併時に統合する。
6	改葬許可手数料	200円/1件	無料	栃木市の例により合併時に統合する。
7	一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処理の業の許可申請手数料	- 一般廃棄物収集運搬業、一般廃棄物処分業、浄化槽清掃業の許可申請 12,000円 - 一般廃棄物収集運搬業、一般廃棄物処分業の変更許可申請 6,000円 - 許可証再交付申請 4,000円	- 一般廃棄物収集運搬業、一般廃棄物処分業の許可申請 8,000円 - 浄化槽清掃業の許可申請、一般廃棄物収集運搬業、一般廃棄物処分業の変更許可申請 4,000円 - 許可証再交付申請 1,000円	栃木市の例により合併時に統合する。
8	特定事業許可申請手数料	- 特定事業許可申請 52,000円 - 変更許可申請 33,000円 - 譲受許可申請 33,000円	- 特定事業許可申請 26,000円 - 変更許可申請 16,500円 - 譲受許可申請 16,500円	栃木市の例により合併時に統合する。

No.	項 目	現 況		具体的な調整内容
		栃 木 市	岩 舟 町	
9	粗大ごみ手数料	①容量及び重量が比較的少なく収集効率が良いもの 自転車、いす等 500円 ②容量及び重量が標準的なもの ステレオ、机、家具等 1,000円 ③容量及び重量が比較的多く収集効率が悪いもの ベッド、大型家具等 3,000円 ④容量及び重量が多く収集効率が極めて悪いもの 応接セット、ベッド(ダブル) 4,000円 ⑤特定家庭用機器再商品化法第2条第4項に規定する特定家庭用機器 ア テレビ (16インチ未満) 1,000円 (16インチ以上) 2,000円 (32インチ以上) 3,000円 イ 洗濯機・乾燥機 2,000円 ウ 冷蔵庫・冷凍庫 (151リットル未満) 2,000円 (151リットル以上) 3,000円 (300リットル以上) 4,000円 エ エアコン 3,000円	一般家庭から排出される日常生活に伴った廃棄物で焼却、圧縮又は破碎処理できる次のもの ①自転車、ストープ、イス、扇風機、電子レンジ、ミシン等 500円 ②ステレオ(高60cm以上)、机、温風ヒーター、ソファアー(1人用)、家具(高幅170cm未満)等 1,000円 ③シングルベッド、ソファアー(2人用以上)等 2,000円 ④大型家具(高幅170cm以上)、応接セット、ダブルベッド等 3,000円 ⑤上記以外の粗大ごみ 別に定める ⑥特定家庭用機器再商品化法第2条第4項に規定する特定家庭用機器 ア テレビ 1,000円 イ 洗濯機 1,000円 ウ 冷蔵庫 (3ドア未満) 1,000円 (3ドア以上) 2,000円 エ エアコン (室内機、室外機のみ) 1,000円 (一式) 2,000円	栃木市の例により合併時に統合する。
		(1) 普通手数料 一般世帯から排出されるもの ①基本料金 (人員制) 世帯人員1人につき 1月 350円 ②加算料金 (ア) 回数制 月当たり1回を超える収集に1回ごとに 世帯人員1人につき 165円 (イ) 特殊加算金 特殊便槽を使用する一般世帯について、 収集1回につき 500円 (2) 特別手数料 便槽を使用する者が不特定多数の事業所等又は特殊事情により前号の普通手数料が不適当と思われる一般世帯から排出されるもの 18リットル(18リットル未満の場合も18リットルとみなす)につき 165円	(1) 普通手数料 一般世帯から排出されるもの ①基本料金 世帯人員1人につき 1月 330円 ②加算料金 (ア) 回数制 1箇月2回以上汲取る世帯について 1回増すごとに 660円 (イ) 特殊加算(無臭トイレ) 基本料金に620円を加算 (2) 特別手数料(従量制) 上記の普通手数料によることが不適当と思われるもの 36リットル(36リットルに満たない場合は36リットルとみなす)につき 310円	栃木市の例により合併時に統合する。
10	し尿汲み取り手数料			

No.	項 目	現 況		具体的な調整内容
		栃 木 市	岩 舟 町	
11	農業委員会関係証明手数料	200円/1通	無料	栃木市の例により合併時に統合する。
12	市町道等に係る証明(閲覧)手数料	200円/1件	—	栃木市の例により合併時に統合する。
13	都市計画に関する証明手数料	【都市計画関係証明手数料】 (1) 用途証明、地図証明、その他 200円/1件 【屋外広告物等許可申請手数料】 (1) 電柱広告及びのぼり旗 310円/1本 (2) 立看板、置看板、広告塔、広告幕等 面積が1㎡未満 1個 420円 1㎡以上～10㎡未満 1個 630円～1個 2,100円 10㎡以上～25㎡未満 1個 3,160円～1個 6,320円 25㎡以上～50㎡未満 1個 7,900円～1個 11,000円 50㎡以上～60㎡未満 1個 12,600円 60㎡以上の場合は1個につき12,600円に60㎡に5㎡又はその端数を加えるごとに1,580円を加算した金額 (3) アーチ類 1個につき3,160円 (4) アドバルーン 10日以内 1個につき1,580円 10日以上 1個につき3,160円 (5) ネオンサイン、イルミネーション等 面積が1㎡未満 1個 420円 1㎡以上～10㎡未満 1個 630円～1個 2,100円 10㎡以上～25㎡未満 1個 3,790円～1個 7,900円 25㎡以上～50㎡未満 1個 9,480円～1個 12,600円 50㎡以上～60㎡未満 1個 15,800円 60㎡以上の場合は1個につき15,800円に60㎡に5㎡又はその端数を加えるごとに1,580円を加算した金額 (6) はり紙 100枚又はその端数ごとに 310円 (7) はり札 10枚又はその端数ごとに 520円	【都市計画関係証明手数料】 (1) 用途証明、地図証明、その他 200円/1件 【屋外広告物等許可申請手数料】 (1) 電柱広告及びのぼり旗 310円/1本 (2) 立看板、置看板、広告塔、広告幕等 面積が1㎡未満 1個 420円 1㎡以上～10㎡未満 1個 630円～1個 2,100円 10㎡以上～25㎡未満 1個 3,160円～1個 6,320円 25㎡以上～50㎡未満 1個 7,900円～1個 11,000円 50㎡以上～60㎡未満 1個 12,600円 60㎡以上の場合は1個につき12,600円に60㎡に5㎡又はその端数を加えるごとに1,580円を加算した金額 (3) アーチ類 1個につき3,160円 (4) アドバルーン 10日以内 1個につき1,580円 10日以上 1個につき3,160円 (5) ネオンサイン、イルミネーション等 面積が1㎡未満 1個 420円 1㎡以上～10㎡未満 1個 630円～1個 2,100円 10㎡以上～25㎡未満 1個 3,790円～1個 7,900円 25㎡以上～50㎡未満 1個 9,480円～1個 12,600円 50㎡以上～60㎡未満 1個 15,800円 60㎡以上の場合は1個につき15,800円に60㎡に5㎡又はその端数を加えるごとに1,580円を加算した金額 (6) はり紙 100枚又はその端数ごとに 310円 (7) はり札 10枚又はその端数ごとに 520円	栃木市の例により合併時に統合する。

No.	項 目	現 況		具体的な調整内容
		栃 木 市	岩 舟 町	
14	都市計画法第29条の規定に基づく開発行為許可申請に対する審査手数料	【主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為】 開発区域の面積 0.1ha未満 8,600円 ～ 10ha以上 300,000円 【主として住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為】 開発区域の面積 0.1ha未満 13,000円 ～ 10ha以上 480,000円 【その他の開発行為】 開発区域の面積 0.1ha未満 86,000円 ～ 10ha以上 870,000円	—	栃木市の例により合併時に統合する。
15	その他都市計画法の規定に基づく申請に対する審査手数料	【都市計画法第35条の2の規定に基づく開発行為変更許可申請に対する審査手数料】 (設計変更・開発区域等の変更が対象) 【都市計画法第41条第1項ただし書(同法第35条の2第4項において準用する場合を含む。)の規定に基づく市街化調整区域内等における建築物の特例許可申請に対する審査手数料】 46,000円 【都市計画法第42条第1項ただし書の規定に基づく予定建築物等以外の建築等許可申請に対する審査手数料】 26,000円 【都市計画法第43条の規定に基づき開発許可を受けない市街化調整区域内の土地における建築等許可申請に対する審査手数料】 敷地の面積 0.1ha未満 6,900円 ～ 1.0ha以上 97,000円 【都市計画法第45条の規定に基づく開発許可を受けた地位の承継の承認申請に対する審査手数料】 自己居住用及び1.0ha未満の自己の業務用 1,700円 1.0ha以上の自己の業務用 2,700円 その他 17,000円 【都市計画法第47条第5項の規定に基づく開発登録簿の写し交付申請に対する証明手数料】 470円/1枚	—	栃木市の例により合併時に統合する。

No.	項 目	現 況		具体的な調整内容	
		栃 木 市	岩 舟 町		
16	租税特別措置法の規定に基づく優良宅地造成及び優良住宅の認定申請に対する審査手数料	【優良宅地造成認定】 宅地造成面積 0.1ha未満 86,000円 ～ 10ha以上 870,000円 【優良住宅認定】 新築宅地の床面積合計 100㎡以下 6,200円 ～ 50,000㎡を超えるとき 58,000円	【優良宅地造成認定】 宅地造成面積 0.1ha未満 86,000円 ～ 10ha以上 870,000円 【優良住宅認定】 新築宅地の床面積合計 100㎡以下 6,200円 ～ 10,000㎡を超えるとき 43,000円	栃木市の例により合併時に統合する。	
17	建築確認申請等手数料	【床面積 (㎡)】 ～30以内 9,000円 30超～100以内 15,000円 100超～200以内 23,000円 200超～500以内 37,000円 500超～1,000以内 66,000円 1,000超～2,000以内 94,000円 2,000超～10,000以内 190,000円 10,000超～50,000以内 310,000円 50,000超 560,000円 エレベーター・エスカレーター 小荷物専用昇降機 工作物 15,000円 7,000円 13,000円	【完了(中間有)】 15,000円 19,000円 24,000円 35,000円 61,000円 78,000円 140,000円 230,000円 460,000円 【完了(中間無)】 16,000円 20,000円 25,000円 36,000円 63,000円 81,000円 150,000円 240,000円 470,000円 20,000円 13,000円 16,000円	—	栃木市の例により合併時に統合する。
18	建築基準法に基づく各種証明の発行手数料	2000円/1件	—	栃木市の例により合併時に統合する。	
19	検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用承認申請手数料	【床面積 (㎡)】 ～500以内 15,000円 500超～1,000以内 30,000円 1,000超～2,000以内 60,000円 2,000超 120,000円	—	栃木市の例により合併時に統合する。	
20	道路位置指定申請手数料	指定、変更 50,000円/1件 廃止 25,000円/1件	—	栃木市の例により合併時に統合する。	
21	建築物の敷地と道路との関係の建築許可申請手数料	33,000円/1件	—	栃木市の例により合併時に統合する。	
22	仮設建築物建築許可申請手数料	120,000円/1件	—	栃木市の例により合併時に統合する。	
23	その他建築基準法に基づく手数料	構造計算適合性判定手数料 110,000円 ～ 590,000円	—	栃木市の例により合併時に統合する。	

No.	項 目	現 況		具体的な調整内容																														
		栃 木 市	岩 舟 町																															
24	長期優良住宅関係 手数料	1 認定申請の審査		栃木市の例により合併時に統合する。																														
		<table><tr><th></th><th>(1) 認定基準に適合している旨を証する書類の添付がある場合</th><th>(2) 認定基準に適合している旨を証する書類の添付がない場合</th></tr><tr><td>一戸建て住宅</td><td>18,000円</td><td>45,000円</td></tr><tr><td>共 同 住 宅</td><td></td><td></td></tr><tr><td> 全体の戸数が5戸以内</td><td>35,000円</td><td>107,000円</td></tr><tr><td> " 5戸を超え10戸以内</td><td>57,000円</td><td>171,000円</td></tr><tr><td> " 10戸を超え30戸以内</td><td>100,000円</td><td>337,000円</td></tr><tr><td> " 30戸を超え50戸以内</td><td>177,000円</td><td>605,000円</td></tr><tr><td> " 50戸を超え100戸以内</td><td>306,000円</td><td>1,041,000円</td></tr><tr><td> " 100戸を超え200戸以内</td><td>563,000円</td><td>1,923,000円</td></tr><tr><td> " 200戸を超えるもの</td><td>790,000円</td><td>2,742,000円</td></tr></table>				(1) 認定基準に適合している旨を証する書類の添付がある場合	(2) 認定基準に適合している旨を証する書類の添付がない場合	一戸建て住宅	18,000円	45,000円	共 同 住 宅			全体の戸数が5戸以内	35,000円	107,000円	" 5戸を超え10戸以内	57,000円	171,000円	" 10戸を超え30戸以内	100,000円	337,000円	" 30戸を超え50戸以内	177,000円	605,000円	" 50戸を超え100戸以内	306,000円	1,041,000円	" 100戸を超え200戸以内	563,000円	1,923,000円	" 200戸を超えるもの	790,000円	2,742,000円
			(1) 認定基準に適合している旨を証する書類の添付がある場合		(2) 認定基準に適合している旨を証する書類の添付がない場合																													
一戸建て住宅	18,000円	45,000円																																
共 同 住 宅																																		
全体の戸数が5戸以内	35,000円	107,000円																																
" 5戸を超え10戸以内	57,000円	171,000円																																
" 10戸を超え30戸以内	100,000円	337,000円																																
" 30戸を超え50戸以内	177,000円	605,000円																																
" 50戸を超え100戸以内	306,000円	1,041,000円																																
" 100戸を超え200戸以内	563,000円	1,923,000円																																
" 200戸を超えるもの	790,000円	2,742,000円																																
2 建築基準関係規定に適合するかどうかの審査																																		
<table><tr><td>床面積30㎡以内</td><td></td><td>9,000円</td></tr><tr><td> " 30㎡を超え100㎡以内</td><td></td><td>15,000円</td></tr><tr><td> " 100㎡を超え200㎡以内</td><td></td><td>23,000円</td></tr><tr><td> " 200㎡を超え500㎡以内</td><td></td><td>37,000円</td></tr><tr><td> " 500㎡を超え1,000㎡以内</td><td></td><td>66,000円</td></tr><tr><td> " 1,000㎡を超え2,000㎡以内</td><td></td><td>94,000円</td></tr><tr><td> " 2,000㎡を超え10,000㎡以内</td><td></td><td>190,000円</td></tr><tr><td> " 10,000㎡を超え50,000㎡以内</td><td></td><td>310,000円</td></tr><tr><td> " 50,000㎡を超えるもの</td><td></td><td>560,000円</td></tr><tr><td>エレベーター・エスカレーター</td><td></td><td>15,000円</td></tr><tr><td>小荷物専用昇降機</td><td></td><td>7,000円</td></tr></table>		床面積30㎡以内		9,000円	" 30㎡を超え100㎡以内		15,000円	" 100㎡を超え200㎡以内		23,000円	" 200㎡を超え500㎡以内		37,000円	" 500㎡を超え1,000㎡以内		66,000円	" 1,000㎡を超え2,000㎡以内		94,000円	" 2,000㎡を超え10,000㎡以内		190,000円	" 10,000㎡を超え50,000㎡以内		310,000円	" 50,000㎡を超えるもの		560,000円	エレベーター・エスカレーター		15,000円	小荷物専用昇降機		7,000円
床面積30㎡以内		9,000円																																
" 30㎡を超え100㎡以内		15,000円																																
" 100㎡を超え200㎡以内		23,000円																																
" 200㎡を超え500㎡以内		37,000円																																
" 500㎡を超え1,000㎡以内		66,000円																																
" 1,000㎡を超え2,000㎡以内		94,000円																																
" 2,000㎡を超え10,000㎡以内		190,000円																																
" 10,000㎡を超え50,000㎡以内		310,000円																																
" 50,000㎡を超えるもの		560,000円																																
エレベーター・エスカレーター		15,000円																																
小荷物専用昇降機		7,000円																																
3 変更認定申請の審査																																		
<table><tr><td>認定基準に適合している旨を証する書類の添付がある場合</td><td>1(1)の2分の1の額</td></tr><tr><td>認定基準に適合している旨を証する書類の添付がない場合</td><td>1(2)の2分の1の額</td></tr></table>		認定基準に適合している旨を証する書類の添付がある場合	1(1)の2分の1の額	認定基準に適合している旨を証する書類の添付がない場合	1(2)の2分の1の額																													
認定基準に適合している旨を証する書類の添付がある場合	1(1)の2分の1の額																																	
認定基準に適合している旨を証する書類の添付がない場合	1(2)の2分の1の額																																	
25	動物の死体処理手数料	1,000円／1体		栃木市の例により合併時に統合する。																														

協議第 3 3 号

合併協定項目 1 6 公共的団体等の取扱いについて

公共的団体等の取扱いについて、協議を求める。

平成 2 4 年 8 月 2 7 日提出

栃木市・岩舟町合併協議会
会 長 鈴 木 俊 美

項 目	合併協定項目 1 6 公共的団体等の取扱い
調整方針	公共的団体等については、新市の速やかな一体性を確立するため、各団体の実情を尊重しながら、統合整備するよう働きかける。

平成 年 月 日(確認・継続協議)

栃木市・岩舟町合併協議会の調整内容

合併協定項目	1 6 公共的団体等の取扱い		関係項目		
調整の方針	公共的団体等については、新市の速やかな一体性を確立するため、各団体の実情を尊重しながら、統合整備するよう働きかける。				
主な公共的団体等の現況					
No.	栃 木 市			岩舟町	
	栃木地域	大平地域	藤岡地域		都賀地域
1	栃木市国際交流協会				—
2	—				岩舟町統計推進協議会
3	栃木市土地開発公社				—
4	栃木市篤志寄附功労者援護会				—
5	栃木市婦人防火クラブ連絡協議会	大平町女性防火クラブ	—	都賀町婦人防火クラブ	西方町婦人防火クラブ
6	栃木分会	大平分会	栃木市自衛隊父兄会		
			藤岡分会	都賀分会	西方分会
7	栃木市消費者友の会	大平町消費者友の会	藤岡町消費者友の会		
8	とちぎユースネットワーク	大平町青年団体連絡会	—	都賀町青年団体連絡会	
9	栃木市栃木女性団体連絡協議会	栃木市大平女性団体連絡協議会	栃木市藤岡女性団体連絡協議会		
10	—	—	—	都賀町のこどもを育む会	
				にしかた子どもネットワーク	
				岩舟町自衛隊父兄会	
				岩舟町統計推進協議会	
				—	
				—	
				—	
				岩舟町青少年育成町民会議	

主な公共的団体等の現況					
No.	栃 木 市				岩舟町
	栃木地域	大平地域	藤岡地域	都賀地域	西方地域
11	栃木市民生委員児童協議会連合会				岩舟町民生委員児童協議会
12	栃木市老人クラブ連合会				岩舟町老人クラブ連合会
13	(社) 栃木市シルバー人材センター、大平事業所、藤岡事業所、都賀事業所、西方事業所				岩舟町シルバー人材センター
14	栃木市母子保健推進員協議会				岩舟町母子保健推進員の会
15	—				けんこう普及員の会
16	栃木商工会議所	—	—	—	—
17	—	大平町商工会	藤岡町商工会	都賀町商工会	岩舟町商工会
18	(社) 栃木市観光協会	大平町観光協会	藤岡町観光協会	つがまち観光協会	岩舟町観光協会
19	栃木市農業再生協議会				岩舟町農業再生協議会
20	栃木市認定農業者協議会	大平町認定農業者連絡協議会	藤岡町認定農業者協議会	都賀町認定農業者協議会	岩舟町認定農業者協議会
21	—	—	(財)藤岡町農業公社	(財)都賀町農業公社	—
22	栃木市農村生活研究グループ協議会				岩舟町農村生活研究グループ
23	栃木市青少年クラブ協議会				岩舟町青少年クラブ協議会
24	栃木市畜産連絡協議会				岩舟町畜産振興協議会
25	栃木市林業振興会	—	—	都賀町愛林会	—

主な公共的団体等の現況					
No.	栃 木 市				岩舟町
	栃木地域	大平地域	藤岡地域	都賀地域	西方地域
26	栃木市野生鳥獣被害対策連絡協議会				岩舟町有害鳥獣被害対策協議会
27	栃木市土地改良事業推進協議会				—
28	栃木市農業者懇談会 (4 団体)	—	—	—	—
29	—	栃木市集落営農組織連絡協議会	—	都賀町集落営農組織連絡協議会	—
30	栃木市農村女性会議 (11 団体)				—
31	栃木市農業・農村男女共同参画推進委員会				—
32	栃木市農業士会				—
33	栃木市担い手育成総合支援協議会				岩舟町担い手育成総合支援協議会
34	—				岩舟町病害虫防除協議会
35	—				(株)観光農園いわふね
36	栃木市教育会				—
37	栃木市体育協会				岩舟町体育協会
38	栃木市文化協会 栃木市・栃木文化団体連絡協議会	栃木市大平文化協会	栃木市藤岡文化団体連絡協議会	栃木市都賀文化協会	岩舟町文化協会
39	栃木市 P T A 連合会				岩舟町 P T A 連合会
40	栃木市地域女性連絡協議会 各地区女性会	大平町女性の会	—	都賀町地域女性会	西方町婦人会

主な公共的団体等の現況						
No.	栃 木 市					
	栃木地域	大平地域	藤岡地域	都賀地域	西方地域	岩舟町
41	栃木市家庭教育オピニオンリーダー会CARPA	大平町家庭教育オピニオンリーダー会(ほほえみの会)	藤岡町家庭教育オピニオンリーダー会(どーなっクラブ)	都賀町家庭教育オピニオンリーダー会(らっここくらぶ)	西方町家庭教育オピニオンリーダー会(こーらす)	家庭教育オピニオンリーダー会がも岩舟
42	栃木市子ども会育成会連絡協議会	大平町子ども会育成会連絡協議会	藤岡町子ども会育成会連絡協議会	都賀町子ども会育成会連絡協議会	西方町子供会育成会連絡協議会	岩舟町子ども会育成会連絡協議会
43	栃木市子ども会育成会連絡協議会 各小中学校手をつなぐ親の会	大平町手をつなぐ親の会	藤岡町特別支援学級手をつなぐ親の会	都賀町手をつなぐ親の会	西方町手をつなぐ親の会	—
44	—	ガールスカウト栃木県第38団	—	—	—	ガールスカウト栃木県第37団
45	栃木ユネスコ協会	—	—	—	—	—
46	「小さな親切」運動栃木支部					
47	栃木県女性教育推進連絡協議会栃木支部	—	わたらせ友の会	栃木県女性教育推進連絡協議会都賀支部	—	「小さな親切」運動栃木支部
48	レクリエーションリーダークラブ	—	—	—	—	ifの会